

第百六十二回
参議院經濟産業委員会會議録第十二号

平成十七年四月十九日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 昭郎君
理事 泉 信也君
加納 時男君
小林 温君
藤原 正司君
渡辺 秀央君

委員

魚住 汎英君
香掛 哲男君
倉田 寛之君
保坂 三蔵君
松田 岩夫君
松村 祥史君
加藤 敏幸君
木俣 佳丈君
直嶋 正行君
平田 健二君
藤末 健三君
浜田 昌良君
松 あきら君
鈴木 陽悦君
細田 博之君

国務大臣

(内閣官房長官)

政府特別補佐人

公正取引委員会
委員長

事務局側

常任委員会専門
員

政府参考人

竹島 一彦君
世木 義之君

人事院事務総局
人材局長 藤野 達夫君
内閣府国民生活
局長 田口 義明君
公正取引委員会
引局長 伊東 章二君
公正取引委員会
事務総局審査局
長 榑崎 憲安君
法務省刑事局長 大林 宏君
国土交通大臣官
房審議官 中島 正弘君

説明員

会計検査院事務
総局第三局長 高山 丈二君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十一回国会内閣提出、第百六十二回国会衆議院送付)

○委員長(佐藤昭郎君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に人事院事務総局人材局長藤野達夫君、内閣府国民生活局長田口義明君、公正取引委員会事務総局経済取引局長伊東章二君、公正取引委員会事務総局審査局長榑崎憲安君、法務省刑事局長大林宏君及び国土交通大臣官房審議官中島正弘君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤昭郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤昭郎君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○直嶋正行君 おはようございます。

先週の十四日に引き続きまして、独占禁止法改正法案について質問させていただきます。

先日、実は新潟市の官製談合事件を中心に官製談合の質問をしている途中で時間切れになったわけでありまして、したがって、今日はその続きからまずやらせていただきますというふうに思っています。

この新潟市の昨年七月に起きた事件であります。非常に世間の関心を呼びました。特に、マスコミ報道なんか見ますと、二つの点で注目を浴びたというふうに申し上げていいと思うんです。

一つは、公正取引委員会が改善勧告書に、関与していた発注者側の担当職員の実名を明記した、これは初めてのケースだというふうに思います。

二つ目に、これはマスコミ報道によりますと、公正取引委員会が独占禁止法や官製談合防止法に基づいて行政処分した案件を、新潟地検が公正取引委員会からの刑事告発なしで偽計入札妨害罪で担当職員を含め立件をした、このことが官製談合の新たな摘発手法であるという報道がなされています。

一方、刑事訴訟法第二百三十九条であります。これはまあ簡単に言いますと、公務員が、「犯罪があると思考するときは、告発をしなければならぬ」と、刑事訴訟法によって公務員の犯罪告発義務が規定されているわけでありまして、これらの関連について、まず幾つか御質問をさせていただきます。

○政府参考人(榑崎憲安君) この新潟のいわゆる入札談合事件につきましては、刑事告発も視野に置いて審査を行ってきたわけでございますけれども、その結果として、全国的なゼネコン業者あるいは地元の建設業者を含め百十社で談合が行われていたということで、行政処分、勧告を行ったわけでございますし、また一方、そういった入札談合行為に対して新潟市の職員が関与していたということで、新潟市長に対して改善措置要求を行ったわけでございますけれども、独占禁止法違反行為として刑事告発を行うためには、違反行為を、かかわった個人の行為の特定等の立証が必要であるわけでございますけれども、刑事事件として告発するに足る証拠を得ることができなかったというところで告発を行わなかったものでござい

ます。

○直嶋正行君 つまり、今お話あったように、告発に必要な、まあ告発のための十分な証拠が収集できなかったと、こういうことでありますね。

もう一つ伺います。

公正取引委員会があえてその担当職員の実名、これは勧告書に記載されているわけでありまして、これを記載した理由はどのようなことでしょうか。

○政府参考人(榑崎憲安君) 私ども、審査の過程におきましてこの入札談合事件にかかわった新潟市の職員が特定できたわけでございますけれども、特定できた範囲内において実名を通知をした方が新潟市の調査に当たってより有効であると、

そしてまたしっかりとした改善措置がとられるということを期待をして実名で通知をした次第でございます。

○直嶋正行君 新潟市の調査が円滑にいくと、こういうお話でございましたが、いわゆる独禁法とか官製談合防止法の、まあ今度独禁法も改正されますと犯則調査権が入るわけですが、現在の独禁法のそういう限界といえますか、を補って、先ほど申し上げた刑事訴訟法の告発義務、これとの関係でそれをクリアする、そういう一つの方策をお考えになったのかというふうに私は思ったんですが、そうではないんですか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 直接的には官製談合法に基づく私どもの新潟市長に対する改善措置要求ということでしたが、おっしゃるように刑事訴訟法の精神にも結果的に合っているということかと思えます。

○直嶋正行君 つまり、刑事訴訟法の趣旨を体してということもあると、こういう理解でよろしいですね。

それで、公正取引委員会としては、平成二年以降、この独禁法違反事件について積極的に刑事処罰を求めて告発を行うと、こういう方針を明らかにされているわけでありまして、法務当局の間でも告発問題協議会というのを設置をされて協議もされたかというふうに推測をいたします。

今回の、今お触れになった点も含めて、これはこういう一連の取組、特に告発問題協議会におけるこういう協議の場があるというこの具体的な成果である、こういうふうな受け止めてよろしいでしょうか。

○政府参考人(樋崎憲安君) 先ほど申しましたように、独占禁止法違反として刑事告発を行うことが困難な事案であるということかと考えたところがございますので、告発問題協議会は告発を円滑に進めるために行われる場でございますので、告発が困難というふうな判断した案件については告発問題協議会を開催してございせんし、本件につきましても、この問題について直接的な協議会

は開催しておりません。

しかし、今後、犯則調査権等が導入されればより活発な刑事告発というものが期待できるわけでございますので、刑事告発を円滑に進める上で検察当局と協議会を開催していくことも多くなっていくんではないかというふうに考えてございます。

○直嶋正行君 法務省の方、ちょっと御見解をお伺いしたいと思えます。

○政府参考人(大林宏君) 個別の事件についての捜査の端緒につきましても、捜査機関の活動内容にかかわる事柄ですと、法務当局としてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

しかしながら、一般論として申し上げれば、捜査の端緒には様々なものがあり、今回の新潟事件について行われたいわゆる官製談合防止法に基づく公正取引委員会の改善措置要求も端緒の一つとなり得るものと、こういうふうな承知しております。

○直嶋正行君 それで、ちよつと法務省及び公正取引委員会に教えていただきたいんですが、今回は担当の職員が業者側に予定価格といいますが、それに近いと言われている設計価格を漏らして偽計入札妨害罪ということとで検察が動かれたわけなんです、この刑法では立件が可能なんだけれども、独占禁止法のこの不当な取引制限の罪の、今回の場合だと共犯ですね、共犯としては、さっきお話があったように難しかったということなんです、この違いといいますかね、なぜこういうことが起こり得るのかということについて、ちよつとよく分かりませんので、なぜこうなるのかという両方の法律の関連性を双方からちよつと御説明をいただきたいと、こういうふうに思います。よろしく願います。

○政府参考人(樋崎憲安君) 刑法上のことについては法務省さんの方からお答えになるんじゃないかなと思いますけれども、独占禁止法の違反行為というものにつきましても、入札談合することに

よって一定の取引分野における競争を実質的に制限をするという要件、競争の実質的制限という要件が必要であるわけでございます。

したがって、個々の入札において談合を行ったとかという問題じゃなくって、もう少し、新潟市発注の、あの一定の工事という包括的な、もう少し広い、包括的なルールに基づく談合といったものを独占禁止法違反としてとらえているわけでございますけれども、そういうルールに基づく談合といったものについて個人がどういふふうに関与していたかどうかといったことの立証が十分できなかったし、またそれが非常に困難であつたということでございます。

○政府参考人(大林宏君) 独占禁止法違反事件で告発がなされなかった理由については法務省として答えたいしかねますけれども、お尋ねの新潟事件については、検察当局が法と証拠に基づいて適正に対処した結果、談合罪ではなく、公務員が予定価格を推知させる情報を業者に漏らした点を、個々の公の入札の公正を保護法益とする入札妨害の罪に問うたものと、このように承知しております。

○直嶋正行君 ありがとうございます。

これで刑法と独禁法の性格の違いといえますが、が明らかになつていっていると思うんですが、要するに独占禁止法の場合は、いわゆる競争制限を行つたその行為にしろ個人が関与していたということを立証しなければいけないと、こういうことになりませんか。だから、その点が非常に難しかったと、こういうことなんですね。

それで、ちよつと公正取引委員会委員長にお尋ねをしたいんですが、こういった発注側の関与を報告をするといいますが、こういうことを今回の措置減免制度に取り入れるということも当然考えられたと思うんですけれども、民主党の場合はそういうことを含めた案を作らしていただいたんですが、まあ数字がいいか悪いかは別に、そういう考え方を取り入れていくということについてどのように思っておられるでしょうか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 官製談合、ある意味じゃ日本特有の現象かもしれませんが、それが悪質であつてきちんと取り締まらなきゃならぬというのは、私どもも全くそう思っております。て、せっかくお作りいただいた官製談合防止法を我々として精一杯活用していかなきゃいかぬというのが基本的な考え方でございます。

それで、今回の改正について、官製談合だけ取り出して特別重い罪にするとかということがどうかということにもなるわけですが、私どもは、それはその必要はないだろうと。官製談合について情報をもたれば罪一等級軽くなるというのも、それはおかしいと。

しかしながら、具体的には課徴金減免制度、それから犯則調査権限の導入によりまして、その違法行為がどういふふうな、どういふ具体的な姿でだれが関与してどうなつたのかという全容を解明するというのが現在よりはるかにできるようになるだろうと。特に、課徴金減免制度に基づいて誠実に調査協力をしていただくわけですから、もしその事件が官製談合であつた場合には、当然、いついつというポストの人間からこういう情報なり指示があつたんだということとは、自分たちの、民間業者だけの談合に加えてその情報は当然入つてくるだろうと。今は、ややもすればそれらの方には遠慮してそういう情報はもたらさないというのが現実の審査の過程では見られますけれども、そういうことはなくなるということでございます。

そうすると、我々としてそういう情報に接しますと、当然、よりの確に、官製談合防止法なり、その他の告発すべきものは告発するというようなことがよりやりやすくなるだろうと、こういうふうな考えておりまして、直接的に官製談合に着目した規定よりはしてございせんけれども、今申し上げた制度によつて実態説明はより精度が上がるというか確率は高まるというふうな考えております。

○直嶋正行君 まあ、こころは受け止めの違い

があると思いますが、後ほどまたちよつと議論させていただきます。

ただ、私は、今のいわゆる官製談合であります、これは独禁法の趣旨であります、極めて重大かつ大きな影響を国民経済に与える、あるいは独占禁止法の法律の目的であります法目的に照らし、今よりは確かに法改正で情報も入ってくるかもしれないが、やはり当局の姿勢の問題というのがあるような気がします、後ほどまた議論させていただきます。

それで、官製談合についても少しお尋ねをしたいんですが、その前にちよつと、先日議論されている点なんですが、今回のこの課徴金の減免制度について、立入検査の前に最初に自らの違反行為を報告を行った事業者等については、役職者についても刑事告発を行わないと、こういうことを表明されているわけでありまして、この考え方をもう一度ちよつと簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 公取が情報を得ていない段階で、したがって立入調査もしていない段階で、一番目に談合なりカルテルなりの違反行為の事実を自首してきたという事業者については一〇〇%の減免という、そういうメリットを与えようというところでございますが、その際に、刑事罰、重大・悪質なケースの場合は刑事告発ということも当然あり得るわけでございまして、そうすると、課徴金は免ぜられたけれども刑事告発を受けるのかと、それではやはり公取に自首するわけにいかないと、こういうことになりまして、これはほかの国でも同じでございますが、一番目の者については特別その刑事告発をしないという方針でいかないと、せっかく導入する課徴金減免制度がワークしないだろうというふうなことを、そういうことでお願いをしていると。またまた専属告発権という権限もいただいておりますので、法務当局の御理解もいただいて、その訴追に当たつての検察当局の裁量権の発動よろ

しきを得て、私どもの告発をしないという方針は検察当局として十分尊重していただけたらということとでございますので、そういう形で課徴金減免制度の実効が上がるようにしたいと、こういうことでございます。

○直嶋正行君 法務省の方にお伺いしたいんですけれども、今、公正取引委員会の委員長から御説明あつた趣旨なんです、刑法上のきつきのいわゆる偽計入札妨害罪等は、これは公正取引委員会が告発を要しない刑であります、これが、今いみじくも公正取引委員長がおっしゃつたように、ということをお考えですと、刑法によつて、いわゆる報告をしても刑法によつて罰せられる可能性がある、この申入れ者はそういうふうな受け止められるかもしれませんが、そういうことになると、課徴金が免除されるというメリットを含めても公取に情報提供しない方がいいと、こういうことにならんのですけれども、この点については法務省としても公正取引委員長と同じ考えで対応しようということでもよろしうございませうか。

○政府参考人(大林宏君) まず、今御質問の刑法上のほかの罪が成立する場合という場合、これについては訴訟条件にはなつておりません。個別の具体的な事件について起訴するか否かは検察官が判断することですので、一律に起訴されないと申し上げることはできないと思ひます。

ただ、今問題となつています立入検査前の一番目の報告という、自首等に共通する有利な情状を訴追裁量権の行使に当たつて十分に考慮することと措置減免制度は有効に機能するものと考えております。

加えて、独占禁止法違反の事件について申し上げれば、これは親告罪でございますので、告発がなければ刑事訴追することはできません。

ただ、一部の事業者を被疑者とする告発が当然考えられる一連の事件でございますので、そういうことは考えられるわけでございますけれども、あえて告発されなかった被疑者につきましては、法律上訴追すること自体は可能でありますけれども

も、これと措置減免制度との関係について申し上げれば、検察官において、その訴追裁量権の行使に当たつて、専属告発権限を有する公正取引委員会があつて刑事告発を行わなかつたという事実を十分考慮することとなるというふうな考えられますので、措置減免制度は有効に機能するものと、このように考えております。

○直嶋正行君 ちよつと私、この後、公正取引委員会以外の方から同じ案件について告発があつた場合どういう対応になるのかということをお聞きしようと思つたんですが、今お答えになつた趣旨からいふと、告発するかどうかの判断の中に、今御説明のあつた公正取引委員会の対応あるいは措置減免制度も含めて判断するので、まあ絶対ないとは言えないけれども多分しないでしょうと、こういうことでよろしいんでしょうかね。

二番目、三番目の措置減免制度というのは余り効用がないといひますか、そういうふうな受け止められるんですけれども、この点はやはり、だけれども三番目までなんだと、こういうことなんでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 御指摘のとおりでございます。

○直嶋正行君 それじゃ、ちよつと同じ角度、こ

となんです、二番目、三番目の報告者について、これを法務省にお尋ねをしたいんであります、この場合の対応は当然変わつてくると。したがつて、内容によつては、もちろん公正取引委員会から告発はあり得るし、他の告発者から告発があれば、まあ最終的な判断は当然検察の判断ということになるんでしようが、いわゆる通常の刑法の扱いと同じことになると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 公正取引委員会は、立入検査前の一番目の報告事業者のみ告発の対象から除外する方針であると聞いておりまして、御指摘の二番目ないし三番目の報告事業者につき、独占禁止法違反事件として告発が可能である場合には告発がなされるものと承知しておりますので、検察当局においては法と証拠に基づいて適正に対処するものと承知しております。

○直嶋正行君 そういうことになりましたと、実は先週、我が会派の藤末議員と委員長と大分、長時間やり取りがあつたんで余り蒸し返しませんが、

○政府特別補佐人(竹島一彦君) おつしやるとおりでございます。

私どもが調査をし、やはりこれは重大・悪質であると、刑事告発相当であるという判断をした場合に、検察当局と御相談の上、事件として取り上げる場合に問題協議を開くということになります。

○直嶋正行君 それともう一点、ちよつと確認のために伺ひたいんですが、今お話し、先ほどの答弁の中にもありましたが、いわゆる公正取引

委員会のこの専属告発権限でありますけれども、これそもそも、これはほかの人は独禁法に基づいて告発ができないという制度でありますから、これはそもそもどういう考え方で公正取引委員会にこの権限を与えているということになるんでしょうか。この点について。

○政府参考人（伊東章二君） お答えいたします。

専属告発制度の趣旨、理由ということでございますけれども、独占禁止法は、基本的に違反行為に対しまして行政措置でその排除等を命ずるといいういわゆる行政措置中心の法運用を考えておりまして、そのための専門行政機関として公正取引委員会が置かれておると、こういうことが基本でございます。

その中で刑事罰の規定もあるわけでございますが、どういう案件が刑事罰相当かどうかということにつきましては、その運用専門機関でございまして公正取引委員会がまず判断すべきであると、こういう立法趣旨ということでございます。

○直嶋正行君　今の御答弁でもうちょっと確認させていだきたいんですが、専門家である公正取引委員会が告発するかどうか判断するということなくですが、その判断の考え方というのはどういうことになるんでしょうか。告発するかしないかというときの判断基準といえますか、それについて教えていただきたいということと、行政措置中心のいうことで今お話ございましたね。ということになると、これはいわゆる事業者、事業者を主に念頭に置いた対応だと、こういうことも、こういう理解をしているんですけれども、それでよろしいでしょうか、ちょっと二点、お聞かせいただけます。

○政府参考人(伊東章二君) 告発につきましては、そういうことで、ある意味、公正取引委員会の裁量ということになるわけでございますが、公正取引委員会は平成二年に、独占禁止法違反に対する刑事告発に関する方針というものを公表しております。この中で、二つ、一つは、一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル

ル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボーイコットその他の違反行為であつて国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案、これが一つでございます。もう一つは、違反を反復して行つてゐる事業者、業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によつては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案と、これらについて告発を行う方針というのを公表しておきまして、現在、この方針に沿つて運用してゐるところでございます。

それから、独禁法の対象事業者といいますがそれはあくまで事業者ということでございまして、行政処分でありますと事業者に対して行政処分を行うと、これが基本ということでございます。

○直嶋正行君　先週もちよつと議論になってしましたが、特に日本経団連等から、官製談合への対応として、現行の官製談合防止法では、違反行為を唆したこと自体に関して発注者側が処分される仕組みになっていないということで、商法四百九十七条の例も挙げながら、より発注側の職員を直接刑事処分の対象とできる規定を創設すべきである、こういうことを主張されていますけれども、この点についての公正取引委員長の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 確かに、総会屋対策で導入された利益要求罪にかんがみまして、唆し罪を入れるのが有効ではないかという具体的な提言が経団連さんから出てきておりまして、それも今、与野党で御検討なすっておられる官製談合法的改正の一つの論点であるというふうに承知をしております。

ただ、私もその検計作業に御協力申し上げていますが、詳しく申し上げますと、現行の、先ほど来御質問にありました刑法の偽計入札妨害罪等々等に対応できる部分があるのではないかと、どうして重複してそういうことをやるのかと。例えば、予定価格を教えたとか、あなたが今度は落札

本命ですやといううなことを役人がそれを示唆する又は指示するという場合は、これはもう正に刑法、現行の刑法で十分に取締まれるわけで、現に新潟の場合もそういうことが行われているわけなんでございます。さて、それに乘せて官製談合防止法にもそういう唆し罪というのを設ける一休意味なり意義なりはどうなのかと、法律上、法制上どうなのかという議論もございまして、この辺は正に専門的な御議論をきちんと詰めなければいけない話だと思っております。

○直嶋正行君　ありがとうございます。

今、委員長からお話あったように、いろいろ難しい面があるということですが、同様に苦勞しておる者の一人としていろいろお考えも確認したいという思いもございまして、質問させていただきます。

次に法務省にお伺いしたいんですが、今引用しましたこの経団連の唆したこと自体を処分の対象として制度化をするというふうに考える場合に、どういう要素といいますか、要因等を検討する必要があるのか、ちよつと専門家の立場から御見解を承りたいと思うんですが。

○政府参考人(大林宏君) 談合罪は、公の入札等の公正な価格を害し又は不正の利益を得る目的で談合することにより成立し、このような談合を教唆、補助した場合には談合罪の教唆犯又は補助犯が成立し得るものと解されております。

また、いわゆる偽計入札妨害罪は、偽計により公の入札等の公正を害すべき行為をすることにより成立し得るものと解されておりまして、ここに言う偽計とは、いわゆる予定価格の漏示等が含まれるとされております。

御指摘の唆し罪を設ける必要性の有無、また必要性が認められるとして、いかなる行為を処罰の対象とするかにつきましては様々な御議論があるかと思いますが、談合罪の教唆犯や幫助犯又は偽計入札妨害罪として処罰可能な行為については、これらの罰則と処罰対象が重なる部分もあるものというふうに思われまして、そのような

検討も必要かというふうに考えております。

○直嶋正行君　それで、今の御答弁も受けてもうちよつと議論させていただきたいんですが、まず、実は十四日ですか、私、ちよつと官製談合の事態といえますか、こういうことについて公正取引委員会に質問させていただいたわけですが、答弁は、実感としては民間業者主体のものが多いというお答えがありまして、実態として解明できたものが二件だと。はつきり申し上げると、よく分らないお答えがあつたんですが、例えば、これは日弁連の調査なんかを見ますと、この調査、二年間にわたつて、九九年に取りまとめたものですか、ややや古いんですが、過去二年間、その前の二年間の状況についてヒアリング調査したところ、全国で二百数十件の談合についての、これは、要は入札・談合ホットラインというのを設置して、そのヒアリングを行つたと、訴えを聞いたということなんですが、二百数十件寄せられたと。その二百数十件のうち、九割は入札談合に関するものだったと。

そのうち、そのうちというのは、二百数十件の五割以上が、実は談合に加わらなければ指名を外されるとか、業者の指名が不公正であるとか、予定価格を教えてくれるとか、自治体の担当者は談合を見て見ぬふりをしているとか、役所が談合を仕切っているとか、もう明らかに官製談合だというふうに思われるものが五割以上あるんですね。

ですから、恐らく公正取引委員会もこういうものの、件数を正確に把握はされてないかもしれないかもしれませんが、こういう実態はある程度御存じだということに思っています。したがって、そういう意味で言うと、先日はたった二件しか挙げていませんと、こういうちょっとつけないでどんなお答えだったんですが、さっき申し上げたように、これは非常にある意味でいうと組織的、構造的な我が国の問題だということに思っていますけれども、この点も含めて官製談合の今の実情というものについて公正取引委員会の御見解を伺いたいと思うんですが。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 今、直嶋委員るおっしゃったようなお話は、今回の法律改正の過程でも、経済界から、この強化をするというなら、その実態は、何割かは分からないけれども、物品の調達も含め、ソフトウェアの開発も含め、何も建設工事だけではないと。官製談合的な話というのはたくさんあるんだから、そちらをきちんとやってほしいというお話が何度もあったということにも見られますように、私も、おっしゃるような実態があるんじゃないかという懸念というか不信感といいますか、そういうものを持って、したがって事業者が中心になっておる場合であつてもひよとして背景に官製談合的な作用が働いているかもしれないということで、特に官製談合防止法ができてからは、それまでは公取は権限がなかったわけなんですけれども、できてからはきちんとそこにも注目してやってきていると。

残念ながら、十五年の一月から施行されて二件しかできていないということでありますけれども、実情は、おっしゃる通りに、そんなものにとどまるものではないのかもしれない。したがって、これ繰り返すようになりますが、違反行為の実態の解明のために我々ももっと正確な情報を得られるような仕組みなり権限なりが必要だということとで今回の改正もお願いしているということでございますので、これからもそういう情報に接しましたら、きちんと官製談合の摘発に我々として努力していきたいと思っております。

○直嶋正行君 ということは、今回の措置減免制度を始めとするこの改正は、今お話あったとおり、官製談合に対する取組も当然一つの視野に入れたとされたら、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 二つありまして、大きくは違反行為の言わば形がどうなっているのかということを説明することが大事でございまして、そういう中で官製談合があればそれも暴き出されるという意味で、課徴金減免制度なり犯則調査権限というお話を申し上げている

と。一方、より具体的に官製談合に着目したものと。議員立法で成立している官製談合防止法がある。それをもっと使い、何といいますが、足りないところがあれば改正をするという議論が別途あるわけございまして、広い意味では官製談合を視野に入れた改正法案を今回お出ししておりますけれども、官製談合防止法については私も具体的なお話を、お手伝いはさせていただいていますが、議員立法でございまして、その改正法案ということとは差し出がましい話でもございまして、さしていただけないということでございます。

○直嶋正行君 ちよつと次の議論に入りたいと思うんですが、それで、先ほどこれ法務省の方からお答えがあつたんですが、つまり官製談合についてであります、いわゆる唆し罪の要因についても、現在の刑法のこれは第九十六条の三ですかね、によつてかなり処罰可能であるよと、こういう趣旨の御答弁があつたと思うんです。

確かに、おっしゃる通りに、この刑法九十六条の三の入札等妨害罪及び談合罪との入札談合等関与行為との関係について見ますと、若干違いがあるような部分もあると思うんですが、おおむね、大ざっぱに言えば、かなりの部分は、いわゆる入札談合等関与行為として書かれている内容は、さつきおっしゃつたように、刑法の九十六条の三にかなり合致するというふうに、私もそう思つたんですが、これはこういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 御指摘のとおりでございます。

○直嶋正行君 それでは、ちよつと一点、やや細部に申し上げますが、そういう点で違いをあえて定義しておりますこの法律の二条の五項に、これはちよつと実は通告していないんでお答えしづらいかもしれませんが、法文ありますかね、お手元に。——ああ、そこありますね、はい。二条の五項の二号になりますが、ちよつと読み

ます。「契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること」と、こういうことがこの二条五項の二号に入っているわけですが、この点が若干、さつきおっしゃつた刑法の入札妨害罪等と少し違うのかなという気もするんですが、そこまでは詰めておられませんかね。どうでしょう。

○政府参考人(大林宏君) ちよつと突然の失礼しました。突然の御質問ですので、ちよつと今の点については、ちよつと検討させていただきますと存じます。

○直嶋正行君 公取の方、何か御見解ありますか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 今お読みになられた官製談合防止法の第二条第五項、そこに三つの関与行為の類型があつて、直嶋委員、今その二番目をおっしゃつたわけですが、私どもの勉強の結果では、それは、二番目と三番目、要するに三番目は公開してはならない情報、例えば予定価格が公表されていないのにそれを教えるということですが、この二つは競売入札妨害罪に該当し得るということだと思ひます。

該当しないのは一番目でございまして、例えば、あつ、ごめんなさい、一番目でなくて、私ちよつと勘違いしました。一番目はこれはもちろん関係します、二番目も関係しますが——失礼しました。ちよつと混乱いたしましたして、御迷惑掛けました。

もう一回申し上げますが、談合の明示的な指示という行為類型が禁止行為としてあるわけですが、その具体的内容として、例えば年間の受注予定額、例えば自治体でもどこでもいいんですけれども、その年間の受注予定額というのを示して、それでその目標を達成するように、全体がありますから、その中で十社あれば十社が、大体あななところはどのぐらいですよという割り付けをするわけですね。そういう行為は今の刑法では捕捉しきれないという、もうこれはまた、何と

いいますか、微に入り細に入った議論をした場合の話なんですが、その点は入っておりますが、逆に予定額を教えたり本命を指示したり、そういうのはもう現行の刑法で十分取り締まれるということでございます。

○直嶋正行君 済みません、ちよつと予定外の質問をさせていただきまして、ありがとうございました。大分はつきりしてきたんですが、それで、もう一つ、この官製談合に直接的にかかわる部分にもなるんでしょうが、さつきちよつとお伺いをいたしました措置減免制度であります。

つまり、今回の改正法案でいいますと第七条の二の第七項、八項、九項、十一項、この辺のことです。ありますが、この第七条の二等に基づいて公正取引委員会が資料提出を受けた場合、例えば、さつきちよつと議論しましたが、この資料の中に刑法九十六条三の競売等妨害罪に関する証拠がある場合には、犯則捜査のため必要があれば、刑事当局に対してこの証拠は引き渡すことができる、こういうふうな理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(橋崎憲安君) 犯則調査を行ひまして刑事告発ができるという場合には、告発に必要な証拠の一部として、減免措置の適用を受ける一番目の事業者から提出された資料も含め、告発に必要な資料を検察当局に引き渡すということになると思ひます。

それから、告発ができなかったという場合でございまして、様々な形で検察当局におかれまして端緒が得られて刑法の問題として処理するということになりまして、通常、検察当局の方から令状を得て公正取引委員会の留置している資料の差押え、搜索をされるという形で検察当局の方に資料が渡るといったことも十分想定されるところでございまして。

○直嶋正行君 じゃ、もう一つちよつとお聞きしたいんですが、これはできればちよつと公正取引委員会と法務省と両方にお答えいただきたいんで

すが、この独禁法改正案のいわゆる犯罪事件の調査等の規定に基づいて、さっきの話は措置減免制度の話なんです。犯罪事件の調査に基づいて公正取引委員会が差し押さえた資料については、やはりこの刑法九十六条の三の競売等妨害罪に関する証拠がある場合、これを刑事当局に引き渡すことが可能でしょうか。

実は、今回の法律案の百六十六条に、告発をした場合には云々かんぬんとあって「引き継がなければならない」と、こういう規定があるんですが、告発をしない場合には、この規定をそのまま読むと引き継がないというふうにも読めるんですけど、でも、そうすると、公正取引委員会において、この調査中の証拠について刑事当局が別の、別の案件という形で、つまり刑法の捜査で使用するということとは事実上非常に困難になるんじゃないかと思うんですが、この点についてはどういうふうに解釈すればよろしいんでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 御指摘の場合でございますが、検察当局においては、いわゆる官製談合防止法の枠組みなどに基いて捜査の端緒を得ることは十分に可能であるというふうに考えております。

ただいま御質問の、告発がない場合でございますが、検察当局において刑事事件として取り上げるもの、取り上げるべきものがあるというふうに判断した場合には、令状を得て押収するというような形で証拠を収集することが可能だと、こういうふうに考えております。

○直嶋正行君 ありがとうございます。

それで、もう一点、ちよつとこれは法務省にお伺いしたいんですが、独禁法八十九条の違反の罪についてなんですが、事業者、要するに独禁法の三条で「事業者は」ということで罰則規定を設けています。法律を立てていますが、八十九条というの罰則規定なんです。この事業者に該当しない者であっても、事業者の犯罪行為に関与した場合には、いわゆる身分なき共犯というんですか、あるいは共同正犯、教唆犯等々で責任を

問うことが可能であるというふうに思います。これは、下水道事業団の実際の事件で、担当者が幫助罪に問われた判決が出ているわけでありまして、そうすると、入札談合等関与行為を行った職員についても独禁法八十九条の共犯の責任を問うことは可能だというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 今御指摘の独占禁止法八十九条の罪は、事業者又は事業者団体による不当な取引制限等の罪を処罰する身分犯でございますが、発注者を始めとする事業者以外の者が事業者等と共犯であると認められる場合には刑法六十五条によって処罰することが可能であると、今御指摘の教唆犯、幫助犯はもちろん成立するというところでございます。

○直嶋正行君 ちよつと、これはできれば官房長官に御見解を伺いたいと思うんですが、ちよつと今、あれやこれやと法律論を、法律論といいますが、法律の解釈について議論をしてきたんですが、先ほどお答えの中にもありましたけれども、公正取引委員会の専属告発制度についてなんです。この趣旨は、さっき答弁にもありました。違反事件について行政処分にとどめるか告発を行うかの判断を公正取引委員会が行うことが妥当である。つまり、専門家だからと、専門として行うんだと、こういうことなんです。独占禁止法第三条の違反について、排除命令や課徴金の命令といった行政処分を受けることがあり得ない人、つまり事業者以外の個人ということですが、事業者以外の者については、私は、公正取引委員会の専属告発制度の対象から外す、こういうことが可能であるし、そのことを検討してみるべきではないかというふうに思います。

そして、入札談合等関与行為を行った職員については、その入札談合等が公正取引委員会の告発方針であります。国民生活に、さっきお答えがあったとおり、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案、あるいは行政処分によつては独禁法の目的が達成できないと考えられる事案、つまり独禁当局が刑事告発をするときの一つのメルクマールといえます。指標になつていますが、これに限らず、発注側の関与した個人についてはやはり必要な刑事処分を行うべきではないかと、このように思います。

したがって、入札談合等関与行為を行った職員については、事業者に対する刑事処分とは切り離して、刑事当局において独自に、つまり経済の専門家としての公正取引委員会の判断とは別の形で、刑事処分、刑事当局において判断をする、あるいはその判断について公正取引委員会と協力するあるいは協議をする。そういうことによつて、先ほどお話をした、刑法九十六条の三だけではなくて、独禁法八十九条の違反として公訴を提起すること、官製談合についてより大きな抑止力を持つことができないんじゃないかというふうに私なりにちよつと考えたんですが、できれば官房長官の御所見も伺いたいと思います。

○国務大臣(細田博之君) この御質問はちよつと、事前通告があつたわけではございませんし、何つていっても、非常に専門的な見地からいろいろな角度から直嶋議員がこの論理を詰めていかれた上で、今のようなことで考えたかどうかという御提案でございます。非常に貴重な御意見であると私は思っております。直接の御答弁は公取委員長からいたすようにいたします。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 大変難しいといえます。正にこれから官製談合防止法をどう変えるべきなのか、それ以外の関係法律をどう変えるべきかという議論に正に直結するような問題の御提起だと思ひます。

私の感じは、やはり公正取引委員会というのは、あくまでも一定の取引分野、一定のマーケットにおいて公正で自由な競争を妨害して独禁法違反行為を行っている者を取り締まるということでございます。官製談合というのは、ある種、特殊な役人のかかわり方でございまして、それ自体、確かに反社会性もありますから、官製談合防

止法もあり、刑法の適用によつて起訴もされているというところをございまして、公正取引委員会がそこに今以上に、事業者で具体的な取引分野があつて、そこで正に談合やカルテルが基本ルールに基づいて行われているということが証明されてもいないのに、ある個別の案件について役人が関与したことが公正取引委員会の網に掛つた、そうしたら告発だということなところまで公取が羽を広げるといふか目を光らすというのは、正直、実態からいってもいかなものかなという感じがいたします。

ただ、その実効を上げるために、じゃどこをどう押さえれば官製談合というのとはなくなるのかという、それにふさわしい方法論をどうやって見つけるかという話に結局は行き着くんではないのかというふうに思っております。お答えになつていかどうかちよつと自信がございませんが。

○直嶋正行君 法務省の方、何か御所見あれば。

○政府参考人(大林宏君) 今御指摘のお話は立法の問題でございますので、私たちが今ここで申し上げるのはなかなか難しい問題だと思ひます。私どもとしては、現在ある法と証拠に基づいて適正にやつぱり捜査をし処分していかなきゃならないというふうに考えております。

○直嶋正行君 どうもありがとうございます。また、これから先のことはいろいろ議論もさせていただきたい。これは改めていいいますか、というところの件については終わりたいというふうに思ひます。

それで、次に官房長官にお伺いをさせていただきます。次いで入札談合事件というのは、さっきちよつと申し上げましたが、これは独占禁止法による対応だけではなくて、やはりその背景にある構造的な問題に対する根本的な対策が必要だといふふうに私も思っております。そういう面で見ますと、今議論させていただいた官製談合防止法の見直しも必要ではあります。同時に、もつとより幅広く考えますと、入札契約制度自体を全体

を根本的に見直すということがやはり不可欠だというふうに思うんであります。

政府として、今申し上げた点も含めて、入札談合の防止に向けてこれからどういうふうに取り組んでいくのか、この点について基本的な方向を官房長官からお伺いしたいと思います。

○国務大臣(細田博之君) 今、直嶋議員が御指摘のように、入札制度の見直しというのは、常に必要であり、また重要な課題であると思っております。

昨年六月に閣議決定をいたしました骨太方針二〇〇四にも、公共調達について、価格だけではなく技術や品質を含めた評価の下で、健全な競争を促進するため入札・契約の一層の改革・適正化を進めるとともに、発注者側に談合への関与があった場合の制裁の厳格化を検討するというところで、官製談合問題の対応と並びまして入札契約の適正化に取り組んでいくことにしたところでございます。

また、昨年十二月に閣議決定いたしました「今後の行政改革の方針」におきましても、政府の取り組むべき行政効率化の一つの柱として公共調達の効率化を掲げ、一般競争入札、公募型指名競争入札等の推進、総合評価落札方式の推進など具体的な施策を盛り込んだところであります。

議員御指摘のように、時代とともに変化する面もございますし、またこの十年間は公共事業、冬の時代ということで、供給力が需要を大幅に上回るという、数年で国と地方の公共事業の予算が半減するという大変な事態になって逆に競争は非常に激化したと同時に、そこを企業がいろいろ生き抜いていくという意欲の表れでまた様々な事件が起こる。他方、官庁側からも、限られた予算がある、できるだけ安く上げたい、しかしいいものでなければならぬ、そういった調和が非常に難しい時代に入っておりますのでございます。

経済が次第に安定してきまして、一般の民間投資等も増えてくればまた環境は少しずつ変わってくると思いますが、絶えず、実態に応じた入札制度、契約の適正化の制度は見直していくべきであ

るということが基本方針でございます。

○直嶋正行君 ありがとうございます。

今の官房長官からもその方針をお話しいただいたわけでありますが、今のお話の中にも出ていたけれども、最近の入札の問題で、一つは、いわゆる価格一本で入札をすると、こういう仕組みが大半を占めていますので、そういうことが背景なんだろうが、いわゆるダンピング受注という問題が出ています。いろいろと指摘をされております。このダンピング受注、まあ確かに値段が安ければいいということかもしれませんが、一方で、例えば建設工事を例に挙げますと、工事の手抜きであるとか下請事業者へのしわ寄せとか、いろいろ問題も指摘されております。

この公共調達におけるダンピング受注の問題について、公正取引委員会としてどういう対応を図ってこられたでしょうか、お伺いしたいと思います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) ダンピングは、以前はビルでありましたとかガソリンとかということが特に不当販売として問題にされたわけですが、その後、御指摘のとおり、公共工事においてもダンピングで大きな影響が出ておるといってお話がございます。

私も、これは国土交通省、それから地方自治体にも、低価格入札の調査制度というのがございまして、一定の金額を下回るものについてはそれでちゃんとできるかどうかということをチェックするという制度を運用しておられるわけですが、そういった制度で引っ掛かってきた案件の中にダンピング、不当販売事案がないかどうかということとを、そういう問題意識でデータの提供をお願いしまして、七百ぐらいの案件についてそれをいただいたわけですね。それに基づきまして、警告でございますし、それから設計コンサルタントについてもそういうことをやっておるといってございまして、これからの大変、そういうしつかりやれということを私も伺っておりますので、事案に即

して、何といつても大事なものはその自治体の判断でございます。言われるほど私どものところには情報はカルテルや談合のような形では入ってきません。

そういう実情にありますが、先ほど御紹介したような、我々が積極的に情報をいただくというようなことも含めまして、公共工事等における不当販売についてはこれからもきちんとやっていきたいと、こういうふうに思っております。

○直嶋正行君 それで、ちょっと実務的な話で恐縮なんですけれども、一、二お伺いしたいんですが、さつきちょっと例に挙げました新潟市の官製談合事件でいわゆる予定価格が問題になったわけでありまして、この公正取引委員会のお調べになった地方公共団体における入札・契約の実態調査というのを見ますと、予定価格を公表している自治体が結構多いんですね。これは法律的な問題がどうかというのとは別に、いいことなのか悪いことなのか、どうなんだろうということなん

ですが、公正取引委員会と、併せて国土交通省の御所見もお伺いをしたいというふうに思います。

○政府参考人(伊東章二君) お答えいたします。

今、先生御指摘の調査でございますが、私も、地方公共団体における入札・契約の実態というものを把握する必要があるということで、アンケート調査をいたしました。全都道府県、それから市町村につきましては大規模、中規模、小規模と、こういう区分けをして制度の実態等を調査したわけでございますが、御指摘の予定価格の公表につきましては、都道府県あるいは大規模市町村で四分の三の自治体が公表しておると、一番小さい五万人以下の市町村でも四割が予定価格を公表しておるといってござい

ます。その理由も併せて調査しているわけでございますけれども、回答で一番多かったのは、予定価格の事前公表は入札談合防止の観点からは望ましいとは言えないが職員が不正行為に巻き込まれないようにするためにはやむを得ない、やむを得ず必要であると、こういう回答が一番多かったという

状況でございます。

確かに、予定価格を事前に公表しない場合、職員が入札談合等に巻き込まれることとなるおそれは少なくなるわけでございますけれども、一方で、予定価格を事前に公表する場合には、建設業者の見積り努力を損なわせる、あるいは談合が行われる可能性があるとの問題点もあるというふうな考えをしております。私も少しは、地方公共団体において予定価格の事前の公表を行う場合には、落札価格の推移等によりまして入札談合等が行われていないかどうかを注視する必要があるんじゃないか、あるいは入札時において工事費内訳書の提出を求める、あるいは公募型指名競争入札を推進する等の取組も必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

○政府参考人(中島正弘君) 予定価格の公表の件でございますが、事後的にこれを明らかにするということは、入札契約制度の過程の透明性、公平性を高めるという意味で、常にいいことというほどのことではないかもしれませんが、十分理解できるし、やっていいことだと思えます。

ただ、それ事前にやるというのは、やはり御答弁ございましたように、見積り意欲の問題でありますとか、談合を助長しやすいとか、いろいろ問題が多いというふうに考えております。

○直嶋正行君 もう一つお聞きしたいんですが、今度のこの新潟市の調査報告書をちょっと読みますと、もう一つここで言われているのがこの指名業者、その対象になる指名業者を事前に公表していた。これは実質的にという形で事前公表されていたということが書いてあるんですが、この指名業者の公表については、事前事後を含めて、ちょっと御所見を伺いたいと思うんですが。

○政府参考人(伊東章二君) 指名業者の公表の状況につきましては先ほどのアンケート調査で把握しているところでございます。確かに四割から五割が公表していると。そのうち四割程度は入札の前に公表しておるといってございまして、これもまたその理由としましては、入札談合防止

の観点からは事前公表は望ましくはないが、入札契約手続の透明性確保の観点から事後公表は行うべきだと、こういう回答が一番多かったわけでございます。

指名業者を事前に公表することにつきましては、先ほどと同様、やはり談合が行われる可能性があると、そういう問題もございまして、事前公表を行うに当たりましては、先ほどと同様でございまして、入札談合が生じないか等々を注視する必要があるのではないかと、うふうに考えておるところでございます。

○政府参考人(中島正弘君) 指名業者の公表の問題であります。入札契約適正化法という法律がありまして、及びその施行令におきましては、指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由を公表しなさいと、原則は事後に公表しなさいということですが、事前でも構わないということも言っております。事後的には、やはりその発注者がどういう理由でだれを指名したかというのはいささかと公表されるべきであると思っております。

これ事前に行うことについてはまたちょっと難しい問題がございまして、一つ欠点としてすぐに思い付くのは談合を助長しやすいということがあると思ひますが、片や、やっぱり指名されなかった者、指名されるべきと思ひつていても指名されなかった者に、そういう方々に対して手続の公平性を保つと。苦情という問題もございまして、後で言われてもということもございまして、事前、指名業者については事前に公表するというのも理由のあることかなというふうに思っております。

○直嶋正行君 ありがとうございます。

結構、この辺の予定価格、さっきの予定価格の話なんかお聞きしますと、職員が関与するのを恐れてむしろ公表している。ちよつと、非常に慎重になり過ぎていて、談合を助長しちゃうと、こういうことにもなりかねないと思うんですよ。ですから、こういうところの運用というのは

どういふふうに考えていったらよろしいんでしょうか。何か、あちら、モグラたたきみたいな形で、一つたけば逆の方からばこつと出てくる、こういう感じがするんですが、この点、どうでしょうか。

公正取引委員長、こういう問題について何か御所見、お伺いしたいんですが、どうですか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 大事なことは、私どもの立場から申し上げさせていただければ、公正で自由な正に競争が行われるということでございます。形は公正さかもしれないけれども、実は談合をやろうとしているグループにとつては極めて都合のいいと、そういうことではその制度の趣旨と実態が乖離してしまいますので、入札・公共調達に係る制度については絶えずそれを考えなきゃいかぬ。

したがって、取るべきリスクは私は取つていただかなければ、予定価格を公表すれば、これは国はしておられないわけですが、先ほどの御答弁にありました。地方自治体はやつておられる。その理由が、先ほど申し上げたように、その職員が談合やなんかにかき込まれないように。それは職員は、私は触つていませんよと、全部オープンにしていますからと言へば、それで自分の、何といふ、のところに疑いが掛かるおそれはない、それというリスクの回避はできるかもしれないが、それは肝心の公正な競争ができないと。

談合を助長しているというところはもう、私どもは率直に、そういう行為が談合を少なくとも黙認することになつていくというところは否定できないと思ひますので、やはり取るべきリスクは発注者側も取つていただかなきゃいけないし、その資格審査等については正に透明性をきちんとやるということも大事です。それが実態に合っているか合っていないかの規則的なチェックですね、一級建築士がいるはずのものがいなかったなどということ、にもかかわらずそれが見直されないという状態が続くというふうなことのないよう、せつかつくつた制度はそれとおり実行される

とすることが大事なので、少なくとも違反行為をやろうとする動きに対して、その環境を良くするという、有利にするという、そういったことはもう厳にしないようにしていかなければいけないというふうに私は思っております。

○直嶋正行君 実は、今日は総務省、お呼びしていただくんですが、今、委員長からお話あったように、国の場合は予定価格の公表はできないんです。たしか、会計法上ですか。ところが、地方自治法上はそれは構わないと、こういうふうな理解しているんですが、国土交通省、それで間違いございませんか。

○政府参考人(中島正弘君) はい、そういう御理解で結構でございます。

○直嶋正行君 それで、ちよつとこの辺、官房長官にちよつとお願いしたいんですが、国の制度と地方の、この会計法と地方自治法の違いもあつて、こういうことが行われているわけですが、私も、さつき公正取引委員長がおつしやつたように、これはやっぱり本末転倒だと思ひますので、ちよつと御所見をお伺いして、できればまたいろいろと御検討いただきたいというふうに思ふんでありますが、いかがでございましょうか。ちよつとこれも通告していませんで、申し訳ありません。

○国務大臣(細田博之君) そのようなお考えもよく理解できますので、今後の検討課題ではなからうかと思っております。

○直嶋正行君 それで、次に公正取引委員長にお伺いしたいんですが、先月でしたか、国会で公共工事品質確保法、俗に品確法と、こう言われていますが、これが成立をしました。この法律は、さつきちよつと議論させていただきましたようなダンピング受注の問題であるとか、あるいは昨日の議論だとかの不良業者が非常に蔓延しているというふうなこともありましたが、こういつた状況を考えると、それに対する対応という面でいい面も持つておるというふうに思ふんですが、逆に使ひ方間違えるとまた、さっきの話ではありませんが、別の方に行つてしまうということも懸念をさ

れます。

この品確法とこの独禁法の運用との関係も含めて、この意味合いとこれからの考え方を公正取引委員長にお伺いしたいと思います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 品確法と独禁法の関係は、答えから申し上げますと、直接の関係は私はないと思っております。

今でも、一般競争入札をやつていてもその裏では談合が行われているという実態でございまして、その制度が、発注者側の発注の仕方がどう変わろうか談合がなくなるといふものでは、悲しいかな、ないことだと思ひますので、絶えずその談合をやつていくかやつていかないかについては公正取引委員会として目を光らせなきゃいかないと、こう思っておりますが、品確法のやろうとしておられることは、これはそういう意味で若干公取の範囲を超えるわけですが、確かに、厳しい公共事業それから建設市場の状況の中で、安からう悪からうみたいなことが横行すると、これは誠にゆゆしきことであると。したがって、価格一辺倒で落札者を決めるというのは適当ではないと、少なくとも適当でないケースがある。大型であつたり複雑であつたりしたものについてはやはり品質も加味し、総合評価的なことをちゃんとやるべきであるというのは、正により良いものをより安く調達するところから出てくる私はいい知恵でもあるし、そうであるのがもう筋である。

ただ、それについて私もからお願ひ申し上げたいのは、それがまた不透明なことになつて、結局は官製談合的なことになるかならないか、形だけ整つていくけれども、実態は実はそういう衣を着替えただけだということでは、これはもちろんいけないわけではございまして、そういう意味で、最初の御答弁に戻りますが、いずれにしても、制度が変わつたら独禁法が必要なくなるとか談合がなくなるといふことではないという意味で、直接的な関係はないのかなと。

しかし、こういうことで、何といひますか、正

に公正で意味のある、価値のある事業が、公共事業が行われるということは大変なことだと思えますので、私どもも間接的かもしれませんが、御協力をお願いしたいと思っております。

○直嶋正行君 続きまして、国土交通省にお伺いをしたいんですが。

今ちょっと議論しました、いわゆる、私もよく聞くんですが、最近のこの入札見ると不良・不適業者が非常に多いと、下手をするとアウトローな世界の人まで入ってくる、こういうようなことも指摘されています。そういう人が、そういう人といいますが、そういう不良・不適業者がかかわっている、入札にかかわってくるような、きているような公共事業というのは、ざっと言ってしまうとあるんじゃないのか。これは、お調べにしたいというふうに思います。

○政府参考人(中島正弘君) 不良・不適格な業者がかかわることは制度上はあつてはいかぬこととございますので、それがどのくらいあるかというのを統計的に調べたことはございません。

ただ、摘発という形で、例えば資格を偽って入札に参加したとか、あるいは置くべき技術者を置かなかつたとか、さらに、受注しただけで、通称丸投げと言っておりますが、一括して他の業者へ下ろしたというふうな事案は近年摘発される形としては増えております。ただ、これは、私は、実態が増えてきているというよりも、実態は、それは今も昔もということはあるんじゃないけれども、発注者の自覚なり意識が高まって、少し取り締まる体制が徐々に整ってきているというふうに現状を評価しております。

○直嶋正行君 ありがとうございます。

あわせて、国土交通省にお伺いしたいんですが、今、質の高い公共サービスを提供するという意味で、特に公共調達においては、価格だけではなくて、技術や性能とか、その他の要素を総合的に勘案して落札者を決定するという、いわゆる

総合評価落札方式というのが、その導入を積極的検討すべきだと、こういうふうに言われておりますが、これについての国土交通省のちよつと受け止めをお伺いしたいと思うんですが。

○政府参考人(中島正弘君) かねてから、具体的に言いますと、平成五年とか十年に、中央建設業審議会での入札制度全般につきまして建議をいただきました。その中でも、全体的には一般競争導入とか、いろんなことを建議をいただいたわけでありまして、その中でもやっぱり総合評価に触れておりまして、従来の入札、つまり、価格だけで入札する場合に最低の価格を示したものが自動的に落札になると。こういう場合には、例えば工期でありますとか、安全性とか、維持管理費とか、場合によってはデザインとか、そういった価格以外の要素が優れたものを調達するチャンスがあるにもかかわらず、それが落札の決定に反映されないというふうな問題があるんじゃないかと。

あと、やはり価格のみが重視される入札におきましては、先ほど委員御指摘になりましたような不良・不適格業者が参入しやすい、ないしは入札談合を誘発しやすいという面もあるんじゃないかと。こういう点から、技術提案を前提としたような総合評価方式と、価格と価格以外の要素を総合的に勘案して落札者を決定するという方法を検討すべきだという提案がされて、以来、国土交通省直轄事業では平成十一年度からこの試行を始めまして、さらに、十三年度の入札契約適正化法に基づきまして適正化支援がされましたが、その中でも総合評価方式の導入に積極的な努めという旨を定めております。

直轄、大体二割ぐらいはこの方式で今やりつつある。更に割合を増やしていくというふうな思っておりますが、先ほど議論のありました品確法も、ダンピングという背景を受けて、やっぱり公共調達は、価格とそれ以外の要素を総合的に優れたもの、もちろん価格が安いのもいいことではありますけれども、それ以外の品質という要素も勘案して決めるということを原則にしようという法

律でありますので、このような法律の成立も受けまして、総合評価方式がますます普及しますように今後も努めてまいりたいと、このように評価をしていきます。

○直嶋正行君 総合評価方式の場合に、今お話あつたように、価格だけではなくて様々な要素を入れていくということなんです。その要素をどういうウェイトで入れるかというのはいかなにか、そこがポイントだと思うんですが、こういうもの、その部分についての考え方とか基本的な物差しみたいなものは、国交省で持ちこんでしようか。

○政府参考人(中島正弘君) これでなければいけないというものがあつてはならないんですが、一応目安といいますか、いろんな工夫を現場でしてほしいというのが一番の方針かもしれません。例えば維持管理費でありますとか性能でございますね、耐久性とか、騒音、舗装でありますとか、騒音が出る程度がどのくらい低減されているかと。あるいは環境ですね、工事中の、河川の工事をしますと水が汚れますが、その水質を汚す割合が少ない方がいいとか、あるいは交通の煩雑な道路で工事をしますと、どうしても交通遮断期間が問題になります。せめてその交通遮断期間が短い工法がないかと、そういう様々な工夫をしております。割合はこれまたいろいろございまして、一割ぐらいから始めて、二割、三割というふうなところを模索していると。多いのはい割ぐらいを非価格要素で入れるというように多いということが一番今やっている中心、主流のところだと思っております。

○直嶋正行君 ありがとうございます。

次に、会計検査院にお伺いしたいんですが、会計検査院の検査報告の中に入っているんですが、総合評価落札方式の導入について調査をされておりますけれども、これについて、状況把握した上での検査院としてお考えの今後の課題についてお伺いしたいと思います。

○説明員(高山文二君) お答えいたします。

先生御質問の公共事業、公共工事の入札契約制度につきましては、透明性、客観性及び競争性を確保すること、工事の品質を確保するとともにコスト削減を図ることのため、総合評価落札方式などの民間の技術力を活用した方式の導入が求められていることから、国土交通省及び農林水産省が所管いたします直轄、公団等、都道府県等の公共工事におけるその導入状況について検査したものでございます。

検査の結果でございますけれども、総合評価落札方式の導入は、公団等あるいは都道府県等におきましてはまだまだ低いものとなっております。また、両省におきましては、その導入は図られてきておりますが、例えば評価項目の選定につきまして、工事期間中のみに効果が限定されている項目が過半数を占めていたり、あるいは予定価格への総合評価管理費の計上方法等につきましては、この管理費を計上する工事が、その算定方法が整備された一部の工事に限られているなどが見受けられたものでございます。

したがって、これらの検査の結果を踏まえまして、本院の所見として、まず両省においては、評価項目の選定に当たって、より長期間にわたつて効果が持続するような評価内容の拡充に努めること、そして総合評価管理費を計上する工事の実施事例の増加、多様化を図ることなど、また、公団等及び都道府県等におきましては、国土交通省の事例等の内容を徹底するなど、導入に向けた意識改革に努めるなどして、総合評価落札方式の導入の推進に努めることが望まれるというふうなことをしたわけでございます。

以上でございます。

○直嶋正行君 ありがとうございます。

もう時間が余りなくなつてしまいましたが、あとまだたくさん用意していただんですが、ほとんど時間がありませんので、最後に官房長官にお伺いをしたいと思います。先ほどの国土交通省のお答えの中にも少しあつたんですが、この総合評価方式を進展させて、言葉がいいのかどうか分

○国務大臣(細田博之) 独禁法違反の行為は、市場構造等を踏まえまして違法性を判断する必要があるという特性がありまして、市場構造や経済構造に専門的な知見を有する公正取引委員会が独禁法の専門行政機関として事件を処理し、そして統一的な判断を行うことが適切であると考えております。

迅速かつ効率的に行政処分を確定させるためには、公正取引委員会が審査機能と審判機能の両者を保有することが必要であると考えられ、東京高裁判決でも両者を統一的に保有することについて支持されているところであります。

公正取引委員会の審判は準司法手続による慎重な手続を用いておりますほか、事件審査を担当した職員は当該事件を審判官として担当しないこととするなどによって公正さを確保しているものでございます。

また、今回の法改正におきましても、審判手続の公正さを確保するための規定を設けており、更に審判官に法曹資格者の活用を図るなど、審判体制の強化にも努めているものと承知しております。

なお、審判の在り方につきましては、今後内閣府に設置される予定の検討の場において議論されるものと考えておりますので、御指摘の点も含めまして、いろいろなことが検討されると承知しております。

○藤末健三君 私は、私見を申し上げますと、やはり審判は裁判所に出すべきじゃないかと思っております。これはもう他国を見てもそうなっておりますし、また審判の公正さと申しますか公平さ、透明さを増すためにも、法曹資格者が私は審判をした方がいいと思うんですよ、正直申し上げまして、ということこそ是非申し上げたいと思います。

これから私は、公正取引委員会、独禁法が今回改正され、もし改正され、このように業務が増えますと、公正取引委員会はやはり調査部門に集中して行わなければ、これ、後でファイアウォール

とかいろいろの話を申し上げますけれど、集中して行う体制をつくらなければ独禁法のより充実した運用はできないと思いますので、是非とも将来的に、この二年後の議論とございますけれど、裁判所に分離する、審判部門を分離するような形で進めていっていただきたいと思っております。

そのとき、私は、一つお願いしたいのは、やはり法曹資格者をきちんと充実しながら、実際に、もう決まった後に動き出すんじゃないかと、今からやっぱり法曹資格者を充実させ、ある程度方向が見えた時点でそれを裁判所の特別部門に移すとか、知財権でもう既に終わっていますけれど、そのようなやり方を是非やっていただくようにしていただければと思っております。私自身、今回の法改正につきましては、いろいろな問題点はあるとは思いますが、公正取引委員会がきちんとその経済の活動を公正に、公平に、そしてかつ透明にしていこうという仕事は非常に重くなってくると思いますので、より一層充実した体制を望まさせていただきます。

続きまして私がちよつとお話しをしたいのは、その審判部門と調査部門が一緒にあるということと、もう一つ大事なことは、今回、犯則調査権という大きな権限を公正取引委員会が運用するわけでございますけれど、まず一つに、審判、調査を行ったところ、警察のところと裁判するところが同じところにあるという問題が一つと、それとも一つありますのは、行政調査をしているところ、そしてもう一つ、刑事罰の調査をしているところがまた同じところにあるんですよ。

ですから、ファイアウォール、そういう分離をきちんとするとしたら、まず審判部門と調査部門を分離しなきゃいけませんし、もう一つ大事なことは行政調査、課徴金なんかの決定を行う行政調査と、もう一つ刑事罰などの調査を行う刑事部門の調査部門のまた分離もきれいにやんなきゃいけないという、壁が幾つか、二つ最低でもあるような状況になっているんですが、その分離、ファイアウォールをどのように考えておられるかという

ことを、委員長、是非お話しください。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 御指摘のとおりでございます。公取の組織令を改正いたしましたので、特別調査部、要するに犯則調査を扱う部として特別調査部というものをこの改正法の施行に合わせて立ち上げさせていただきますということでございます。現行の一般調査をやっている審査部門とは別に部を設けさせていただきます。

まあ、国税の場合でも調査部と査察部があった、その下でちゃんとファイアウォールがあった、必要な情報の交換はちゃんとした手続に基づいて行われているということに見られますように、こちらといたしまして、その両部門は、他の制度に遜色のないようなきちんとしたファイアウォールを設けたいと思っております。

○藤末健三君 じゃ、二つちよつと突っ込んで話をしますと、一つは、物理的な隔離はされるんですか。例えば外資系の金融機関ですと、審査部門と融資部門、完全に壁で分けているんですよ。そして、IDカードを持っていないければ入れない。もう完全に場所さえも分離するということが一つ。

それと、もう一つ、人事上の問題がございました。例えば先ほど官房長官からお話ありましたけれど、同じ事件を調査して、そして審判をするとはしないというふうにおっしゃっていますけれど、それだけじゃ僕は不十分だと思えますよ。ね、正直申し上げて。完全に調査部門は、行政調査の方は行政調査のところにおいて、物理的にもですよ、そしてまた異動してぐるぐる人が回るようなことはしないようにしていただきたいと思うんですが、その点いかがでございますでしょうか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 物理的に壁を設けて出入りができないようにするというようなことは考えておりません。ただ、実際問題として庁舎のスペースの問題がありますから、特別調査部は特別調査部として、何階になるかわかりませんが、これも、まあ入るでしょう。行き来はできないということはないと思います。

それから、人事異動は、これは正に犯則調査部門に入った者はずっと犯則調査部門というわけにはまいりませんので、むしろ一般調査部門で得た経験を生かして犯則調査部門で働くというようなこと、いずれにしても必要に応じてそこは人事交流はあり得べしと。

ただ、大事なことは、犯則調査に携わっている人間は、一般調査とはその事件に関して情報のやり取り、相談があつてはならないと、それは、もう正にそこは守らなきゃなりませんし、そのことはきちんと規則でもって定めてそれを励行する、破る者についてはきちんとした処分をすると、こういうことでやらしていただきたいと思っております。

○藤末健三君 このファイアウォールのところはすごく僕は大事だと思うんですよ。これをきちんとできなかったら、恐らく公正取引委員会の今回の機能強化は僕は運用できないと思います。いや、私はそう思うんですよ。それほど重要だと思うんですよ。もし行政調査と犯則調査が情報交換しながらやっていますよという話になったりしたら、もうほとんど調査の権限自体が僕は疑われると思うんですよ。

また、当然のことながら、今回審判手続も変わるじゃないですか。こういう審判手続を迅速化することについては、僕はそれほど問題はないとは思いますが、事前の審査、通告がない、勧告がないような状況になる中、調査部門とやはり審判部門をもっと明確に分けなければ、この手続、新しい手続の運用に対する僕は信頼は得られないと思うんですよ、正直申し上げまして。

私がやつぱり委員長にお聞きしたいのは、いつまでにどのようになその規則を作って公開するか、それを教えていただけませんか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 改正法案が成立いたしますと、当然、しかるべき時期に施行ということになるわけですが、私どもとしては、是非、遅くとも一月、来年の一月一日には施行させていただきますというのを思っています。それに間に合わせるように組織改正はその時点で正しい

すし、それに向けて所要の規則、ガイドライン等々は当然それよりも前広に、パブリックコメントもいただいた上で確定して公表させていただきたいと思っております。

○藤末健三君 是非、パブリックコメントを取っていただきたいと思えます。そのときは、お願いしたいのは、何かネットの上に載つただけでパブリックコメントをしまったよということはやめていただきたいんですよ。これちよつと、文句じゃないんですけど、前、御社がなされている、公正取引委員会がなされたパブリックコメントの結果を見ると、十件ぐらいしか来ていなかったんですよ。で、やっぱりなぜかを見ると、ネットに載せて、インターネットに載せてパブリックコメントを取りましたよということでございます。これほど重要な改正があつて、手続も改正されて、わけでございますから、やはりいろんな方に周知徹底するとともに、それと同時にパブリックコメントを積極的に取っていくことを絶対やっていただきたいと思えますけど、約束していただけないでしょうか、委員長、ここで。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) パブリックコメントを今回は二回もこの改正に当たっていただいたわけでございますが、大変丁寧にやられているつもりでございます。ネットに載せただけでやったことにしているということは、私の知る限り、ありません。

に教えていただけないでしょうか。委員長、お願いします。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 審判は今でも大変数が、審判事件が増えている、時間も掛かっているということでございます。審判官の増員というのは、質の高い増員というのは我々にとつて急務だと思つていて、もう具体的には十七年度の予算においてこれはお認めいただいています。二名増やします。しかも、先ほど官房長官の御答弁にありましたように政令で今度の変更は、人数が決まられるようにいたします。十七年度はとにかく二名増やします。その中身は法曹資格者ですということを申し上げておきます。もう既に一名おられますので、七名の中の三名が十七年度には法曹資格者によつて占められる。これからの二、三年に際して、審判官、特に法曹資格者、持っている審判官の増強を考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

○藤末健三君 是非お願いしたいと思えます。また、人数を増やすとともに、既存の職員の方々、今おられる職員の方々の能力もやはり涵養すべきじゃないかと、向上するべきだと思うんですが、例えば、今ロースクールとか、あと知財権なんかの大学院とかできていますので、そういうところで研修を行うようなことも是非やっていただければと思えますが、いかがでございますか、その点につきまして。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 研修もいろいろ充実をしていかなきゃいけないと思えます。ただ、ロースクールとかそういうところに行けるかどうかはあれですが、今でも留学制度がございます。欧米の大学に留学も、ほかの役所と同じでございますが、職員の中ではそういう機会もありますので、国内留学のこともあるのかもしれないが、いずれにしても、いろいろな制度を使つて、意味のある研修、その内容の充実に努めていきたいと思います。

○藤末健三君 是非お願いしたいと思えます。

特に、午後には御質問しようと思つていんですけど、技術的な問題についてとつと突っ込んでいただきたいということを思つておまして、今やはり、公正取引委員会の中でのいろいろな調査を行っている結果を見ますと、非常に経済的な面に寄り過ぎていっているんじゃないかというのが私個人の意見でございます。やはりこれから、特にIT分野などにおきまして、技術が分からなければ、そういう企業の技術を独占して市場を独占するということのような動きが見えにくくなる中でございますので、特に技術の面などについても専門の知識を持った人を入れていただきたいと思えます。次に、私、前回の質問で、やはり国際的な独禁法の運用が重要ではないかということを申し上げておまして、これはもう人事院の方にお聞きしたいんですけど、独禁法担当部局、公正取引委員会に限らず、やはり国際的な活動を行う国家公務員の海外の政府機関などとの交流を推進していただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○政府参考人(藤野達夫君) 国家公務員を国際機関や外国政府等に派遣するための仕組みにつきましては、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律というのが昭和四十六年一月から施行されておるところでございます。この派遣法で、派遣職員の身分関係を始め、派遣期間中の給与、災害補償、退職手当の取扱いあるいは復職時における処遇などを定めることによりまして、職員を安心して国際機関等の業務に従事させ、我が国の国際協力の円滑な推進を図ろうとするものでございます。各府省におきましては、この派遣法を活用することによりまして国際機関や外国政府等からの派遣要請に適切に対応されるものと考えております。ちなみに、平成十五年度末の一般職国家公務員の派遣数でございますが、五百二十六名ということになっております。なお、各府省だけを取りますと四百九十四名でございます。

○藤末健三君 それはあれですか、五百二十六名というのは、留学とかも含めての数でございますか。

○政府参考人(藤野達夫君) 留学のように本人の能力習得を目的としたものはこの数字に入っておりませんで、国際機関あるいは外国政府、中央政府等で勤務しているものでございます。

○藤末健三君 もし分れば教えていただきたいんですが、公正取引委員会は、何人ぐらい海外のそういう機関に出されておられますか。

○政府参考人(藤野達夫君) 人事院の方に報告いただいております数字では、十五年度末で国際機関への派遣は一名と承知しております。

○藤末健三君 ですから、五百二十六名中の一名というのが、今現状なんですよ。

ここでちよつと私申し上げたいのは、独占禁止法の運用が、今何が重要かというと、一つは国際カルテルなんですよ。国際的なカルテルを結んでどんな価格をつり上げたりしているという状況に、正直申し上げて今の公正取引委員会は僕は対応できていないと思えます。正直申し上げまして。それは後で御質問しますけれども。

そういう中、やはり海外の国際機関との連携が非常に重要になってくると思うんですが、これは委員長にお聞きしたいんですが、もつと派遣枠を増やして海外の公正取引委員会、FTCなんかと交流を増やすべきだと思うんですが、いかがでございますか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) トレーニーのような形でFTCに行つたりあちらの方を呼んだりということ、今までも、継続的ではありませんが、やったことがあると聞いておりますので、それはいいんですが、仕事の上では、もうそういう時代では正直ございまして、電話会議でもつてワシントンとやる、ブラッセルとやるというもう時代になつていまして、国内にいるから国内のことしかやっていないんじゃないことは毛頭ございしません。もうインターネットの話でもマイクロソフトの話も取り上げているわけでございます。

担当はちゃんと英語使える人間が担当しておりますし、もう研修とか、若い者についてはそういうことでございますけれども、それではもう対応できない時代になっているということでございます。

○藤末健三君 マイクロソフトとインテルの話をちょっとおっしゃったんですけれども、この独占禁止法の、今、公正取引委員会がなされていることは、国内問題としてなされていますよね、国際カルテルじゃなくて。

少なくとも、私から言わせると、公正取引委員会の活動を二つの意味で国際的にやっていただきたいと思っております。一つは、先ほど申し上げましたように、国際カルテルの問題。今回のリニエーション、課徴金の減免措置、大きいという文句は、国際カルテルに対応するというのがたしかうたい文句のはずなんです。これ、それをちゃんとやっていただきたいということが一つ。それともう一つは、やはり前回でも申し上げましたけれども、ほかの国々、特に欧米以外のアジアの国々などに独占禁止法の精神、法制度を普及させて、やはり日本の産業が同じ土俵で戦えるようにしていただきたいと思っております。私自身は、五百二十六名中一名しか出さないという状況ははつきり言っている後れていると思っております、何とおっしゃっても。

是非、派遣をやっていたら、そして、電話でやっていますといつても、やはり行っている人間がきちんと活動して人脈を広げて帰ってきたのと、時々会議で会って電話で話しますというのは全然違うと思いますよ。いかがでございますか、委員長。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) いや、別に抵抗申し上げているわけじゃないんですが、大使館とか代表部に職員は出しておりますが、そういう者がアタッシュエとして行動していますが、あとはもう東京にいて、必要に応じてワシントンなりブラッセル、E.U.の事務のその担当をやっている者同士がもう話し合えないう時代になっている。

まして、公取の職員がみんな英語ができるわけじゃございませんが、そういうことに対応をもう迫られて、現に対応しておると。

だから、日常の仕事というのはそういうことでございまして、国際機関に派遣した人間が何かが変わってできるものじゃないわけでございますので、必要な国際機関には派遣しますけれども、私の立場からいうと、そういうところはやはり東京にいてもっと仕事をしてくれというのが正直なところでございまして。

○藤末健三君 ちょっと話が長くなりそうなので、もうちょっと時間になりましたので、ここで私、午前中の御質問は切らせていただきます。午後にもまた再開させていただきます。

○委員長(佐藤昭郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開会

○委員長(佐藤昭郎君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤末健三君 午前中に引き続きまして、質問申し上げます。民主党の藤末でございます。

午前中に公正取引委員会の職員の方々の国際的な展開ということを御質問申し上げましたが、詳細なデータを申し上げますと、今、省庁別の国際機関、また他国の政府に派遣されている方の人数が五百二十六人、そのうち一名が公正取引委員会の方だということは人事院の局長さんから伺ったんですが、実際の細かい省庁別のデータを見ますと、例えば警察庁が十四名海外の国際機関若しくは海外の政府に行かれていますという状況でございます。やはり準司法機関として国際的にこれか

ら国際カルテルなどに対応する公正取引委員会も、頑張つて職員の方を海外に派遣いただき、そして連携を深めていただければと思います。

ちなみに、警察庁が十四名の方々を海外の機関に送っておられるのは、やはり犯罪が国際化しているからそれに対応すべく海外の機関に派遣されているという状況でございますので、私は、やはり公正取引委員会も同様に、海外の機関に公正取引委員会の方を派遣いただき、そして海外の独占禁止法を担当する部局との連携を深めていただければと思うんですが、いかがでございますか、委員長。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 公正取引委員会の場合の国際的な機関というのは、例えばOECDには競争委員会というのがありますのでその事務局というのがあるんですが、そういうところでやるのであれば、公取のためにも、またその職員個人のためにもいい経験になると思うんですけれども、私の経験から申し上げますと、ほかの役所に比べると、そういうふうなわいし国際機関というのは公正取引委員会の場合には余りない。そうすると、それぞれの国の政府の競争当局ということになるわけですが、それについてもまた機会を見て、特に若い職員のトレーニングみたいな感じで派遣するということは考えていきたいなと思っておりますが、いづれにしても、東南アジアに対する専門家の派遣なんともございまして、いづれにしても、国際経験豊かな人材を養成しなきゃならぬというのは、御趣旨、そういう御趣旨だと思いますけれども、大事なことだと思っておりますので、心掛けていきたいと思っております。

○藤末健三君 是非対応をお願いしたいと思います。今回の独占禁止法の改正、一つのターゲットとして国際カルテルということがございますので、やはり法律の改正に合わせまして体制・組織の拡充をお願いしたいと思います。

続きまして、体制に関しまして最後の質問でございますが、今回、改正、法改正が行われて

いろいろな手続等も充実するわけでございますが、私が一つお願いしたいのは、自治体や、あと中小企業の団体などが訴訟を起こせるような仕組みを将来的に検討していただければどうかと考えております。

欧米の例をまねればよいということではないですけれども、海外におきましては、例えばアメリカでは、州政府が独占禁止法の訴えを起こすことができた、また私人が訴訟を起こせるというような仕組みがございまして、是非とも、例えば地方自治体であり、また中小企業の団体などが集団で訴訟を起こせるような仕組みを検討していただきたいと思います。いかがでございますか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 現行の独占禁止法の中にも、たしか平成十二年の改正だと思えますが、民事上の、要するに私訴制度の一部が導入されておまして、被害を受けた事業者なり個人が直接、公取じゃなくて、裁判所にそのことを訴え出るということができると、それに対して公正取引委員会が必要な資料等について協力するというようなことになっているわけでございます。

団体訴権の問題は、これは内閣府において消費者団体の団体訴権ということが今具体的なテーマとして検討されておまして、遠くない将来にそのための法律が国会に提出されるということになっていると承知しておりますが、それと併せまして独禁法においても、特に中小事業者個々ではなかなか私訴が使えないと、事業者団体がそれに代わって例えば不正な取引方法なんということの差止め請求ができるような道を開いてはどうかという議論もございまして。

これについても、舞台はどこになるか分かりませんけれども、向こう二年ぐらいでその是非についてきちんと検討しなきゃいけないということでございますので、流れとしてはそちらの、そういう私訴関係の制度の拡充というのが時代の要請なんだらうというふうに思っております。

○藤末健三君 是非とも、中小企業団体の訴訟が

できるような仕組みを御検討いただければと思います。やはり中小企業一社一社だとなかなか訴えることができないような状況でございますので、やはり中小企業の団体などが、不正が行われた場合に、きちんと訴えられる仕組み、その充実をはかり中小企業の方々を守るためにも必要だと思えます。

次に、続きまして、本改正案の適正な運用についてお話をさせていただきたい、御質問させていただきます。

今回の法改正とは直接は関係ないんですが、私の経験的なものから御質問申し上げたいことが一つございます。それは何かと申しますと、やはり中小企業の方々が銀行からお金を借りるときに個人の担保、そして連帯保証人を求められる。例えば、銀行に自分が預金を一千万預けていると、しかしながら、またその一千万を担保に借りようとしても、いや、あなたの連帯保証人が必要ですと言われることが非常に多い。

私は、ちよつと金融機関の人間でないんでその理由は分からないんですが、そのような必要以上の担保などを求める、連帯保証などを求めることは、私はこの地位の濫用ではないかと思うんですが、その点につきましての見解を是非お聞かせいただけないでしょうか。

○政府参考人(伊東章二君) 銀行の融資に当たっての優越的地位の濫用の御質問ということでございますけれども、融資に当たりまして担保等の取引条件につきましては、銀行と融資先企業との間におきまして、当事者間の自由かつ自主的な判断に基づく協議を通じて決定されるべきことが基本であるということになるわけでございますけれども、銀行が融資先企業に対して優越的地位にある場合に、その地位を利用して、例えば融資先企業に対し、債権保全に必要な限度を超えて過剰な追加担保を差し入れさせるなどによりまして、正常な商慣習に照らして不当な不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として独禁法上問題になってこようかと思うわけでございます。

公正取引委員会といたしましては、そういう金融機関と企業との取引慣行につきまして、独禁法上の問題を平成十三年に明らかにしておるところでございますが、今後とも独禁法上問題となる行為に関する情報に接しました場合には厳正に対処していきたいというふうな考えでおるところでございます。

○藤末健三君 今、我が国におきまして新しい企業がどんどん生まれるという環境を整備することは非常に重要だと思えます。私がいろいろ学んでいる範囲では、やはりこの日本においては担保を求められること、そして連帯保証人を求められるという状況でございます。ただ、私が聞いている状況でございます。ただ、私が聞いていると、それぞれの方々は独占禁止法というのが頭に浮かばないんです。

ですから、是非とも実態を調べていただき、そしてきちんとした運用を徹底していただければ、恐らく金融機関が自分たちの優越的な地位を使って事業者に対する担保を本当に強要するとか連帯保証人を強要することはなくなると思えます。是非ともこの運用を日本の産業活性化という意味でもやっていただきたいと思えます。

続きまして、不可欠施設について御質問を申し上げます。

私は、前回の質問でも申し上げましたけれども、独占禁止法はより一層大きな魚を取れるようにすべきではないかと。今、やはり実態の、警告などを受けている件数を見ますと、ほとんど、八割ぐらいが中小企業という状況でございます。そのものの独禁法の考え方と申しますのは、公正でかつ透明な競争を促進し、そして創意工夫が進み、事業が生まれるような環境をつくるということとでございますので、私は、独占的な状況にある、大企業が独占しているようなものをとるときちゃんと正していくということが求められていると考えます。

そのような中で、電力、ガス、通信、放送、そして航空といった不可欠施設についても規制を適用すべきではないかと考えます。特に、いろんな施設を独占することにより参入阻止行為、新たな参入者を阻止するような行為についての規制をやっていたいただきたいと思っておりますが、まず一つは、航空や、あと通信などに対する、公共事業に対する規制をどのように考えているかというのを教えていただけないでしょうか、お願いいたします。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) そういう分野において、ややもすれば、いわゆる私的独占行為というものが行われて新規参入者が不当に排除されるということ、またその弱小な競争事業者が市場から排除されるというようなことが起こるわけでございますが、これらについては、正に今までもやってきておりますけれども、これから厳正に事件として扱っていききたいというふうに思っております。

○藤末健三君 本当に頑張っていたいただきたいと思えます。私の方で、実際に公益事業などにおきまして公正取引委員会の方々が法律を適用された、違反行為を見付けたものを見ますと、平成十一年からこの十七年までの六年間で十件ちょっとなんです。ですから、もつとちゃんとこの案件を、件数を増やしていただきたいということが一つと、それともう一つは、やはり一つの案件を摘発すれば類似の案件がなくなるではないですか。そういう形でちゃんと徹底していただきたいと私は思います。

その点につきまして、例えば航空機ですと、ある新規参入の企業がありますと、その企業が、新しい航空会社が参入した時間帯だけ値引きということをしているんですよ、実は。それでその新しい、新規参入に圧力を加えると。それをまあ公正取引委員会の方が違反だということで警告していただいたんですが、そういうことをもつと早く、そして事実を普及していただきたいし、そしてもう一つございましては、東京あたりつく通信という会社が通信分野にDSLという高速通信網で進出しました。ところが、実際に違反の警告をなさ

れたのに、時間がたしか一年ちよい掛かって、その新規参入した会社はつぶれちゃったんですよ、実は。そういうこともあります。

ですから、この独占禁止法をやはりきちんとその公共事業とかの部門で運用することをもつと徹底していただきたい。そしてまた、事例をどんどんつくっていったって、その事例を普及することによってより一層新規参入の企業が入れるようになると思いますが、どういうふうにお考えかということ、委員長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 問題意識は全く同じでございます。したがって、電気通信の関係でありましたら公正取引委員会と総務省が共同のガイドラインを示していきまして、こういう行為をすれば独禁法違反になりますよと、ですから気を付けてくださいと、それに引掛かるケースはどんどん言ってくるべきだと思います。ことわざでやらせていただいております、今までも具体的な事例、NTT東日本を始め、法的な措置も講じているわけでございます。

そういう世界というのは、もう事業者自身がかなり、私に言わせれば、ほかの分野と違っていて、独禁法を問題意識を持った新規事業者がもう現れている。したがって、公取が取り上げてくれるなら持つていくというところは、他の伝統的な産業分野に比べると私は進んでいるように思いますので、これからのガイドラインに基づく指導もございまして、具体的な事案についてはちゃんと摘発していきたい。

それから電力、ガスについては、これは同じように公正取引委員会と経済産業省の間で共同ガイドラインを作っております、同様にやっております。

したがって、ほとんどやれというお話でございますが、そういう事例がありましたら、もうきちんとやります。あるのに見えぬふりしていろいろございまして、そこはどうぞ御理解いただきたいと思えます。

○藤末健三君 是非、このような不可欠施設に限らず、やはり大きな企業が独占しているような状況を正すというのがやっぱり公正取引委員会の大きな役割だと思いますので、是非やっていただきたいと思っています。

また、先ほど委員長から御指摘ありましたように、事業法で規制されている不可欠施設もございしますが、一方で、インターネットの世界、ネットの世界は一つのところにどんだん集中するというネットワークの経済性が働きます。

実際に私が聞いている話でございすると、例えばある有名なインターネットのサイト、サイトと申しますのは、いろんな情報が集まる場所がございします。そこがもうほとんど独占していると。そのサイトに自分も入らなければほとんど商売ができないような状況になっておりまして、実際に私がお聞きした事例で言いますと、そのサイトに初めは入っていたのに、ほかの有力な企業が、同種の企業が入ってきて、自分たちは排除された、そしてつぶれてしまったという例もあります。

そのようなインターネットのサイト、インターネットなどの世界におけるそういう不可欠施設的な考え方での規制というのをどういうふうにお考えかということをお教えしていただけませんか。

○政府参考人(伊東章二君) ネットワークを通じてましたコンテンツの円滑な流通等を確保することに関しまして競争制限的な行為がありますれば、これを排除して国民がITのメリットを十分に享受できるようにすることが重要であるというふうと考えております。

御指摘のサイトが不可欠施設と言えるかどうかというのはいろい議論もあらうかと思ひますけれども、いずれにしても、有力なサイトが、自らが有力であることを利用いたしまして、取引先に対して他のサイトとの取引を制限したり、あるいは競争事業者であります他のサイトが容易に取引先を見いだせないため事業活動が困難となったり、又は新規参入が阻害されたりするようなこと

がある場合には、公正取引委員会としても適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○藤末健三君 是非対応をしつかりやっていただきたいと思っています。

また、これはくどいですがけれども、是非ともその独占禁止法の考え方を世の中に普及していただければと思ひます。特に新規参入とか中小企業に對して。なぜかと申しますと、彼らは不当な取扱いを受けても、それを独禁法が守ってくれていることを知らないんですよ、多くの場合。それ周知徹底することによって独占禁止法の精神がやはりこの経済に行き渡ると考えますので、是非とも大企業だけじゃなく中小企業、そしてこれから事業を行おうという新しい新興企業に是非とも独禁法の考え、そして使い方を普及していただければと思ひます。

また、追加的な質問でございしますが、不可欠施設と似たようなもので、私は、技術の独占、ある企業が一つの技術を独占してしまうというところの弊害があるんじゃないかと思ひます。

具体的な例を申し上げますと、今、日本のワープロソフトは、ある海外のワープロソフトにほとんど独占されている状況です。実は十年前ぐらいですと、日本のワープロソフトがほとんどシェアを取っていたものが、もう一気に逆転してしまつたという状況がございします。

それがなぜ起きたかと申しますと、一つは抱き合わせ販売ということで、基本ソフトウェアにそのワープロソフトが初めから付いてた。これについては、公正取引委員会の方で指摘があり直つたわけでございしますが、もう一つ重要なことは、そのワープロで書かれた文書のフォーマットといひますデータの書き方が、ほかの会社が使えないんですよ。どんだん独占されていくという状況になります。

ですから、一社のワープロで書かれたソフトウェアが普及すると、それに集中していくと、ほかの会社はもう使えなくなっていくという状況でござい

ますが、そういう、例えばワープロソフトのインターフェースの情報の開示、技術の独占についてどのようにお考えかということをお教えいただけないでしょうか。

○政府参考人(伊東章二君) 御指摘のように、いわゆる技術標準といひますか、デファクトスタンダード的なものがございまして、技術の世界で独占が生じる場合があるということにございします。

こういう場合の独禁法上の問題ということになるわけでございしますけれども、今いろいろと個別の御指摘ございしましたが、一般論ということでお答えさせていただきます。ソフウェア会社がどのような形で技術情報の開示を行うかどうかということは、基本的には当該事業者の選択の自由にゆだねられるものでありまして、情報を開示しないこと自体が直ちに独禁法上問題となるものではないというふうにお考えしております。

しかしながら、例えば市場において支配的な地位にある基本ソフトのメーカーが、自社の供給するアプリケーションソフトと競合する製品を供給しているアプリケーションソフトのメーカーに對しまして、技術情報を提供しない又は提供する時期を遅らせるなどによりまして差別的に取り扱い、当該競合メーカーの取引の機会が奪われ、アプリケーションソフト等の市場における公正な競争が阻害されるおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となるおそれがあるというふうにお考えしております。

後、問題となります具体的な事案に接した場合に公正取引委員会として厳正に対処してまいります所存でございします。

○藤末健三君 この技術独占、特に情報技術の独占につきましては、アメリカにおきまして、基本ソフトウェアを独占しているメーカーのアンチトラスト法上どういふ扱いにするかという議論があつたときにいろいろ議論されていると思ひま

私が本当にお願いしたいのは、ある事例が起きたときに議論するというのではなく、やはり世界でも議論が進んでいるわけでございします。で、今後二年の議論の中にこれは是非入れていただかないといけないと思ひます。恐らく、二年の議論で議論をしておかなければ間に合わないですよ、これは。そう思ひますが、いかがでございしますか、見解をお聞かせください。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 日本では優越的地位の濫用と言つていますが、ヨーロッパでは市場支配的地位の濫用というふうなことになるわけですが、いずれにしても、この種の問題というのは、大変技術進歩の盛んな、したがって戦略的にそれぞれの国で重要な産業分野でそういうことが起きていますので、御指摘のように、こういったものについてきちんと対処しなさいかぬ。

しかしながら、そこには知財、知的財産権との関係もあり、せっかく研究開発投資をしてつくり上げて、売れ出したらずぐ競争当局が入つてきて、みんなに公平に情報を提供しなさいと言つたんでは何のための知財かということにもなりまして、知財とその競争阻害性というのは正に相反する問題がある。

したがって、ただ単に、何といひますか、価値のある知財を活用して、知的財産権を活用して大きな企業になつたというものの、そのこと自体でそれがいかぬというわけにはいけません。角を矯めて牛を殺すわけにはいかないんですが、往々にしてそういう、それができ上がった段階で優越的地位の濫用を図るということがございします。これについてはきちと目を光らしていかなきゃいけない。

こういうことが積み重なっていきまると、当然その業界における取引秩序ということにもなっていくのだらうと思ひます。私どもも、今回マイクロソフトやインテルの関係のことをやっていますが、それらについては当然EUもアメリカも大変関心を持っておりますし、EUはEUでマイ

クロソフトに対しても引き続きやっておるわけでございまして、そういった次元の意見交換もやっているわけでございます。

したがって、日本においてもこれからそういう事例を増やすと、ないものがあると云うわけにいきませんが、そういう事例があった場合は積極的に取り上げて、きちんとした、それこそデファクトスタンダードをつくっていききたいというふうに思っております。

○藤末健三君 独占禁止法の目的に、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業を盛んにしようとするのがあるんですね。これは本当にすばらしいことを書いてあると思います。

私がいいますのは、今の日本の産業を見ると、パソコンのソフトウェアってほとんどないんですよ、実は。ほとんどアメリカの独占状況になっているという状況でございまして、別に国粋主義的なことを申し上げるつもりはないんですが、やはり私は、アメリカでもう既に基本ソフトウェアの会社がどうするか、分割するか、それともインターフェースの情報を公開するか、それとも一部だけソフトウェアをオープンにして無料公開にしないかという議論も起きていたわけじゃないですか。そのような議論をやはり日本の観点から独自に議論することが必要だと思いますが、いかがでございませうか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) これは経済産業省さんの方で、そういう技術革新なりマーケットの状況を踏まえて、端的に言うと、情報家電というものをどうやって日本として引き続き国際競争力を持ってやっていくかと。パソコンからアップローチするかテレビからアップローチするかというような議論がなされているわけですが、そういった問題意識で経済産業省の方でいろいろお考えだと思います。

私どもとしては、産業政策をやっているわけじゃございませんので、優越的地位の濫用があれればそれは取り締まらなければ、先ほど申し上げたような考えで、正に公正で自由な競争になっ

ているかなっていないかという問題意識から、観点から取り扱っていききたいというふうに思っております。

○藤末健三君 いや、是非議論していただきたいんですが、私は産業政策としてやってくださいというところは一切申し上げていません。確認していただきたいのは、やはり技術的な独占というものが生じているわけでございまして、それについての考え方をきちんととめていただく必要があるというところで、私が申し上げているのは。

今、この報告書も拝見させていただきました、公正取引委員会の議論を見ますと、技術独占的なものの分析は僕らはなされていないと思うんですよ、正直申し上げて。本当にこれは思います。例えば、基本ソフトウェアの会社、独占のてこという話があるじゃないですか。一つの製品を独占させる、それに付随する製品をまた独占していくと、またそれに付随する製品を独占していくというところで、一つ独占の軸をつくとまた独占する、また独占するというのがどんどん広がるといのが技術の囲い込みでございまして、そこは是非議論していただきたいと思いますが、いかがですか、委員長。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) その独占のてことのお話も含めて、私どもも同じような問題意識を持っていますので、繰り返しになりますけれども、具体的な事件にすべきものはきちんとしていくということでございます。

○藤末健三君 長官に御質問してよろしいですか。

私が申し上げていますのは、IT分野での公正な自由な競争を促進するために、今技術の囲い込みによる独占が起きているんじゃないかと御指摘申し上げていまして、そのようなものをこの二年後の見直しの中で議論すべきではないかということとを申し上げているんですが、長官はどうお考えですか。

○国務大臣(細田博之君) 技術的な側面をまた議論をするということになりますと、ある程度の専

門性も必要ではあると思います。おっしゃいましたように、過去、基本ソフトについては、日本のトロンとウィンドウズの非常に国家的なレベルでの競争のあった問題があり、新しくはリナックスの新しいソフトを開発しようということでもいろいろな意味での展開がありますが、これについても過激な、苛烈な競争が起これば懸念があると認識しておりますし、また、それぞれ一つのソフトとの連携という意味で、囲い込み、おっしゃったような囲い込みの問題がむしろ競争制限的に働いてつとあるという面があると私も感じております。

ただ、そのことを法律的にあるいは国際的な連携の下に規制をするとか分割をするとか、そういうような手段が取れるかどうか、これは高度に専門的な判断でございまして、私も内閣官房長官としては、幅広く、一体、知的財産権の問題としてもどうか、独禁政策としてもどうか、あるいは将来の技術の問題としてもどうかという観点で関係省庁にも話をしながら検討をいたしたいと思っております。

○藤末健三君 長官、ありがとうございます。是非とも検討をお願いしたいと思います。この分野ではやはりきちんとした事業者が生まれてきて新しい産業を生まなければ日本の将来にないと思っておりますので、是非この検討をやっていただきたいと思っております。

続きまして、手続についてお話をさせていただきます。

今回、犯則調査権が導入されまして、犯則調査権と行政調査権の適正な行使ということが必要だと私は考えますが、それにつきましてガイドラインを作るといふことをおっしゃっておりますが、いつまでにどのような体制で議論をして作られるかということをお聞かせいただければと思います。

特に、私がお話をさせていただいたのは二つございまして。一つは、調査に当たりまして、被疑事実及び適用法条を告知する文書の交付をするかどうかということ、文書による被疑事実を交付す

るかどうかということ、もう一つ大事なことは、今回、調査権限が強化されますので、留置された書類などについての閲覧を許可かどうか、この二点非常に重要だと思いますが、ガイドラインを、この二点につきましてガイドラインをどういう体制でいつまでに公表するかということについてお聞かせいただけますでしょうか。お願いします。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) ガイドラインではなくても上の方、規則でありますとか、物によつては政令ということになるかと思いますが、けれども、まず具体的に御指摘のあった、調査に当たつて被疑事実や適用法条を告知する文書の交付ということにつきましては、現在口頭でそれをやっておりますが、これからは公正取引委員会規則で定めるところにさせていただきます。

それから、留置した書類についての閲覧のことについてでございますが、これにつきましては、同じく公正取引委員会の規則で、日時、場所等の指定を受けて閲覧することができ、その条件みたいなものをきちんと規則で書きたいと。

これらは一体いつどうするかということですが、来年の一月一日にこの全体の施行をさせていただきますと、私も思っておりますが、そうだとすると、それに間に合うように周知徹底をしないかやらないか、遅くとも秋にはそういったことが固まっていますと関係者に周知徹底することができませんので、秋といつても若干幅がありますが、できるだけ早く私どもはパブリックコメントの手続を取りまして、その後それを検討し、それで最終的な規則なり政令なりというものに仕上げていって、十分に前広に関係者に、新しいシステムが具体的にどう動くのか、どう使えるのかということについて分かるようにさせていただきます。

○藤末健三君 踏み込んだ答弁をありがとうございます。被疑事実の文書による交付、そして留置した書類の閲覧を規則によって認めるという回答をいただきました。

続きまして、審判手続の今回変更があるわけでございますが、その審判手続につきまして問題点を御指摘させていただきたいと思っております。

先日、参考人、特に郷原参考人からも指摘がありましたけれども、今回の改正に伴いまして、事前通知とか勧告といった事前手続がなく、審査が終了した直後に排除命令や課徴金の納付命令が行われるという状況になっております。このような事前審査がないということは、アメリカなどと比較して不公平ではないかというふうに考えられますが、その点いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(伊東章二君) 今回の改正法案では、勧告制度を廃止いたしまして排除措置命令ということにさせていただくわけでございますけれども、この排除措置命令を出すに当たりましては、事前の手続をいたしまして、証拠の提出あるいは意見の申出等を、十分な時間的余裕を持って事前に措置の内容の案を見せて意見を聞く手続を設けるといふことでございまして、事前の手続なくということには当たらないのではないかとこのように考えているところでございます。

なお、諸外国との関係でございますけれども、諸外国の法制を見ますと、当然国によって様々ではございますが、EUや英仏などの欧州諸外国では、今回の改正法案における手続と同様に、意見申出の機会の付与等、一定の事前手続を経た上で正式な行政処分を命じておると。なお、当然これらの命令は、被命令者の不服申立てにより司法手続に移行したとしてもその効力を失うこととはされていまいというふうに承知しておるところでございます。

○藤末健三君 御指摘のところは分かりましたが、是非徹底していただきたいと思っております。

ただ、意見申述などの徹底というのは非常に重要だと考えております。それはなぜかと申しますと、排除措置の中に、例えば七条ですと営業の一部譲渡と、企業の営業を一部譲渡しなさいいけなというような排除命令が出せるようになっておりますが、このような措置は非常に企業にとって

は大きな影響があるものでございますので、やはりこの手続を迅速化するという必要性も本当に私も分かります。しかしながら、今回の手続をきちんとやっていくためには、やはりもう少し、もう少しと言っては変な言い方でございますけれども、政令や規則でルールを定め、その徹底をお願いしたいと思っております。

また、このような課徴金制度の変更ということが今回ございます。また、手続制度も変更されるわけでございますが、私は、是非とも公正取引委員会の皆様をお願いしたいのは、改正の内容を徹底的にやはり知らしていただきたいと思っております。今回の改正が行われて、リニエンシーとか、課徴金の減免措置なんかができる。恐らく知っている人とは知らない人では恐ろしいぐらい、恐ろしい格差が生まれるはずなんです。利益の。ですから、普通でしたら、例えば中央政府がなさるときに、普及という近畿管区とか九州管区で説明をするということをしていきますけれども、私は是非とも都道府県単位できめ細かくこの改正を普及啓蒙していただきたいと思っておりますが、いかがでございますか。

○政府参考人(伊東章二君) 改正法の内容の周知徹底、普及を隅々までという御指摘でございますが、全くそのとおりだというふうに考えております。今回の法律、法案の中には全く新しい制度もございまして、そういうものも含めまして周知徹底を図りたいというふうに考えておりますし、その周知徹底に当たりまして、これを我々、法案の検討過程でも各地に出向いて議論をしてみたいというふうに、いろいろな地域にも出向きまして、あるいは資料等も工夫いたしまして、いろいろな手段を考えておるところでございます。

○藤末健三君 いろんなところでおっしゃっていただいても、なかなか理解しにくいところがございます。私、先ほど申し上げましたように、やはり中小企業の方々とか、またこれから事業を

行おうとする方々、そういう方々にきちんと伝えていただきたいんですけれども、具体的にちよつと、もうちよつとおっしゃっていただけませんか。

○政府参考人(伊東章二君) 中小企業の団体、例えば当然、商工会議所等も我々はその広報の対象といえます。出向いていろいろ説明する用意があるというふうに考えておるところでございますし、さらに、申出があれば当然出向いて御説明させていただきますというふうに考えております。

○藤末健三君 是非とも、申出がなくとも、そこから押売でもいいから説明していただきたいと思っております。特に私がお願いしたいのは、中小企業もそうですし、またベンチャーと言われて新しい事業を行おうとしている人間に対して、きちんと独禁法の考え方、そして何ができるか何ができないかということ周知徹底することをお願いいたします。そうしなければ、一部の情報を持った人だけが独禁法を運用することになりますよ、きつと。それをお願いいたします。是非とも徹底を。

また次に、課徴金減免措置について御質問申し上げたいと思っております。

今回、課徴金減免措置、これは一つに、国際的な整合性を取り、国際カルテルを規制の対象によりやろうということ動いておられるわけでございまして、先ほど国際的な活動については御質問申し上げましたけれど、リニエンシーの導入だけで国際カルテルの調査は私ではできないと考えますが、ほかに何か考えているものがあつたら教えていただけないでしょうか、お願いします。局長、お願いします。

○政府参考人(伊東章二君) もちろん、国際カルテルの摘発のためにリニエンシーの制度も有効な制度の一つとして今回導入を考えているわけで、当然、ございますが、まあそれだけで国際カルテルの事件がすべて処理できるというふうには考えておらないところでございますが、諸外国との協力関係等々も含めて摘発のための努力を、ま

たさらに、そのための技術の向上等も図っていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○藤末健三君 国際カルテルにつきましては、例えばアメリカとの間で独禁法の協力協定を結ばれたり、EUとの間で結ばれていますよね。そのような協定をやはりきちんと運用していただきたいと思っております。

実際に国際カルテルの摘発件数は今までに何件ぐらいあるんですか、お願いします。

○政府参考人(伊東章二君) 最近におきましては、我が国で国際カルテルに対して法的措置を取った実績はございません。

○藤末健三君 またこれはちよつと午前中の話に戻りますけれども、例えば欧州委員会はシームレスパイプ、鉄のパイプでございましてけれども、その独禁法規制を実施したわけでございまして。ところが、本来であれば、日本の公正取引委員会も併せて、これは国際カルテルでございまして、動いたはずなのに実質的には動いてないという状況。

ですから、これは本当に長官と委員長に申し上げたいのは、冒頭に、午前中に申し上げましたが、やっぱり国際的にきちんとやるといふことを徹底していただきたい。その一つの手段がやはり人の派遣でもあろうし、また人材の養成だと思っておりますが、いかがでございますか、委員長。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 人材の問題は先ほど御答弁申し上げたとおりなんです。私、もう端的に言つて、やっぱりリニエンシーにもかかわると思うんですね。アメリカやヨーロッパで摘発しているのも、これはもう圧倒的に、もう全部と言っても間違いでないぐらいに、リニエンシープログラムによって申請があるから国際カルテルが解明されているわけなんです。ございまして、その点は日本においても同じだと思います。

協力ということも大事ですが、これは情報の公開については限度がありますので、こういうこと

についてタッチするぞというところまでは情報の交換できますが、どういう証言が得られたんだ、どういう証拠があるんだというようなところで、国際間で幾ら協力協定があるからといって情報交換できるものじゃございませんので、結局は自分のところで自分の、武器と言っちゃなんですけれども、持っていないと仕事ができないということでございます。

そういう意味では、リーニエンシーがもう唯一無二と言っているぐらい国際カルテルにはそれが有効であるということだと思っておりますので、そういう事件が起きまして、日本のマーケットにもかかわるような国際カルテルであった場合には、当然その申請者は日本当局にも申請してくるというふうに私は思っております。

○藤末健三君 長官にちょっとお聞きしたいと思っております。

私は、長官がおられないときに発言した内容を繰り返しますけれども、今各省庁が海外の国際機関に派遣している人数、五百二十六人おります。そのうち、公正取引委員会が海外の政府機関、国際機関に派遣しているの是一名なんです、一名、一番低い。一方で、御社と同様に国際的な取締りを行っている警察庁、警察庁は今国際犯罪に対応するために十四名を派遣しているという状況でございます。今回リーニエンシーを導入して国際カルテルに対応しようという状況でいいかどうか、是非長官の見解をお聞かせください。

○国務大臣(細田博之君) できるだけ私は、公正取引委員会に限らないわけですが、日本の官庁ができるだけ国際化をして世界的な視野で行政に取り組むことが必要であると、そのために一名というのには確かに少ないかと、こう思っております。

○藤末健三君 長官、ありがとうございます。是非とも国際展開をやっていた方がいいと思っております。いや、これは本当に独占禁止法を国内だけで閉

じてやったらまずいんですよ。国際カルテルがどんどんできている中、他国は取り締まり、日本だけ取り締まらないということは、日本は途上国と言っているようなものだと思います。

そしてまた、先進国との連携も大事ですけれども、本当にどこまで申し上げても、きちんとやはりアジアとやってください。独禁法の協定もアジアと結んでいただきたい。そうしなければ、日本の頑張っている企業が同じ土俵で戦えませんが、是非長官に、独禁法の国際的な、公取の活動の国際化をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございますか。やるとだけおっしゃってください。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 東アジア諸国との関係でございますが、これももう経済連携協定とか、それからFTA、自由貿易地域協定等においてそれぞれの国と、もうでき上がった、シンガポールのように終わったものもあるわけですが、継続中のものもあります。

その中には、これは共通して競争に関する協力事項が入っております。それは我々も積極的にやっていきたい。必要があれば、今すぐどの国とバイの協定を結ぶというところまでは、アメリカやEU、オーストラリアのようなわけにはまだいっておりませんが、これも機が熟すれば相互の協定も結んで、アジア諸国との競争当局間の協力というものについては今後とも力を入れていきたいと思っております。

○藤末健三君 本年、日本と韓国、日本とASEAN、日本とタイ、日本とフィリピン、日本とマレーシアのFTAの議論が始まるんですよ。年内締結の予定です。

それぞれのFTAには競争政策の協調という項目が入っていますので、やっていただけますか、委員長。イエスカノーかでお答えください。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 私、外国のことについては後ろ向きでは決まっています。それは積極的に、相手が要らないじゃないかと言っても、やっぱり入れましょうということを今現在

やっております。それがネックでその交渉が滞っているということはありません。

○藤末健三君 私がお願いしたいのは、それぞれ、ASEANの国々、あと韓国などと競争政策の共通化を図っていただきたいということです。今、日本の企業は本当に韓国の企業とも争っています。一方、韓国の市場の占有率を是非調べていただきたいと思います。ある一社が市場の八割、九割を握っているような状況になっているんですよ。そういう状況に対して、絶対やっていただきたい。今回、日韓でFTAが結ばれますので、お願いいたします。

続きまして、このリーニエンシーに關しまして一つ御質問したいのは、今回コンプライアンス、遵法活動、企業の遵法活動についての対策が取られていませんけれど、それについてどうお考えか、教えてください。委員長にお願いします。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) リーニエンシープログラムを導入いたしますと、企業としてそれを活用するためには社内のコンプライアンス体制がしっかりしなければ活用できませんので、それなりの企業はそういう問題意識でコンプライアンス体制を強化するなり整備するなりということになるだろうと期待しております。そういう意味で、コンプライアンスにとっても課徴金減免制度の導入というのはそれを後押しするという意味があるだろうと思っております。

一方、じゃ、コンプライアンス体制を取っておれば罪一等を軽くしてやるとはどうかという考え方があられるわけですが、これについてはやはり問題があると。コンプライアンス体制をしっかりとすれば、そういう談合やカルテルに加担するということはないはずであるにもかかわらず、違反行為はやっておいて、実はちゃんとやっていないんですけれどもごめんなさい、そうじゃない場合に比べて罪一等軽くしてくださいと言っているのは、むしろ私に言わせれば逆ではないのかと思っておりますので、そのことについて考慮するということが適当でないかと。

外国においても、一部、コンプライアンス条項が入っていれば、条項といいますが、コンプライアンスをちゃんとやっていけば、それは罰金や制裁金を減免してもらえらる口実になるというふうに取り立てる向きもありますが、それは私どもの調べたところ、そういうことはありません。仮にあっても、それを実際に当局が認めているということはないということであり、見られますように、それは本来、逆の話ではないかということでございます。

二点申し上げましたけれども、リーニエンシープログラムとコンプライアンスに關してはそのように考えております。

○藤末健三君 分かりました。

竹島委員長がおっしゃっていることも本当におっしゃるとおりだと思いますが、ただ、もしおっしゃっていることが実現するためには、ただリーニエンシー制度ができましたということをして業者に伝えるだけじゃなく、こういうコンプライアンスシステムを作ればリーニエンシーシステムにもつながりますよということを明確に伝えていただかなきゃいけないと思うんですよ。

制度だけを連絡、伝えるのではなく、このような形が望ましいというもので作っては是非とも、伝えていただきたいと思います。いかがでございますか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 経団連、日本経団連が企業行動憲章を始めコンプライアンスについていろんなことを議論して、また現にそれを各会員企業にも推奨しておられるわけでございます。

したがって、やっぱりこの話は日本経団連との間でお話をし、向こうにも今御指摘のような問題意識を御紹介して、両々相まうてうまくいくように、私どもの方で世の中一般に通ずるコンプライアンスプログラムを作ってお勧めするというのは、ちょっと立場上、何といいますが、我々の権能を超えていると思えますので、そのことについて向こうがきちんとできるような、そういう共同

作業が適当ではないかと思ひますので、そのように努力したいと思ひます。

○藤末健三君 恐らく竹島委員長の頭の中には大企業がやっぱあると思うんですよ。大企業の方は言わなくてもコンプライアンスは作ると思うんですよ。

私が問題にしたいのは、やはり中小企業の方々がコンプライアンスという概念をどう導入するかと。リニエンシープログラムで済ました、ああそいうですかというふうで終わってしまう可能性が高いと思うんですよ。

中小企業に対してはどうお考えですか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 中小企業の場合は、もう社長自ら隅から隅までのことを承知しているというのが私は普通のことであって、営業のことは社長は知りませんという中小企業の社長さんというのは私はまず例外ではないかと思ひますので、これは要するに代表者として公取に自首してればよろしいわけでございますから、談合を仮にしているとすれば社長自ら関係しているというところがもう圧倒的に多いと思ひますので、私は、その難しい大企業並みのコンプライアンスプログラムを中小企業に普及しなければ中小企業がリニエンシーを使えないということはないと、現実問題、そう思っております。

○藤末健三君 分かりました。きちんとやはりリニエンシーの徹底をしていただきたいと思います。

また、リニエンシープログラムをつくるに当たりますと、公益通報制度、ですから通報する個人を守るという制度が非常に重要になってくると思うんですが、この公益通報制度も併せて周知徹底すべきだと思いますが、内閣府の方、いかがですか。

○政府参考人(田口義明君) お答え申し上げます。

お尋ねの公益通報者保護法は、昨年の六月に成立いたしましたので、来年の四月から施行される予定になってございます。

この法律が円滑に施行されるためには、御指摘のとおり、制度の周知徹底を図ることが大変重要でございます。このため内閣府といたしましては、今後、民間事業者あるいは行政機関向けのガイドラインでありますとか、分かりやすいパンフレット等を作成いたしますとともに、事業者や従業員に向けた説明会を全国各地で幅広く開催するなど、法の施行準備に努めてまいりたいと考えております。

○藤末健三君 公益通報者保護法のネットでのパンフレットを拝見していると、二条の別表の中に独占禁止法が入っていないんですよ、あれ政令で指定しますから。したがって、今パンフレットの中で独占禁止法というのは明示的に見えないんですよ。その点はいかがですか。

○政府参考人(田口義明君) 本法の対象法令でございますが、この法律の施行に備えまして、先般、この通報の対象となります法律といたしまして、御指摘のございました別表に例示されました七本の法律に加えまして、独占禁止法を含みます四百六本の法律を政令で定めるところでございます。

○藤末健三君 私のお願ひは、独占禁止法もきちんと例示的に説明をしていただきたいと思います。ですが、いかがでございますか。

○政府参考人(田口義明君) この法律の周知徹底に当たりましては、この対象法令がどういうものか含まれるか、当然ながら独占禁止法も含めてその対象法令についても十分説明をしつつ、この制度の仕組み、それから、それを受けて通報を受けた場合の対応方針、対応策等につきまして分かりやすく説明等を進めていきたいと考えております。

○藤末健三君 是非きちんと説明をいただければと思います。

リニエンシーの導入、先ほど竹島委員長もおっしゃいましたけれども、企業の考えも必要だと思うんですが、やはり通報する個人の考え方も重要でございますので、この公益通報者保護法をより一層運用するために是非ともきちんとした普及をお願いしたいと思います。

私の質問、次に移らせていただきます。現在、いろいろ、産業の国際化、経済の国際化と申しますが、特に今、会社法の改正に伴いまして、国内若しくは国境を越えた大きなMアンドAが起る可能性が高いというふうに考えます。

公正取引委員会の方で昨年五月にMアンドAに関する運用指針というものを発表されておられますけれど、これにつきましてちょっと思ったことを申し上げますと、もう少し細かい、失礼な言い方をすると、きめ細かい運用が必要ではないかということでございますが、このMアンドAの運用指針を例えば会社法の改正などに併せて見直すということは考えておられるかどうかをお聞かせいただけないでしょうか。お願いします。

○政府参考人(伊東章二君) 御指摘の企業結合の審査の考え方を昨年五月に、従来ありましたものを改定して制定したものでございます。そういう意味では一年前ということでございます。それを改定するに当たりましては、これも幅広くパブリックコメント等も含めて意見を求めまして、透明性あるいは予測可能性という観点から従来に比べれば非常に評価されておるものでございまして、しばらくこの改定ガイドラインを運用してまいりまして、併せてその個別の審査結果も詳しく公表するという形で運用してまいりまして、いざいまた必要があれば改定をしてみたいというふうな考えておるところでございます。

○藤末健三君 例えば、JALとJASが合併しました。これは新聞でも指摘されているんですけど、JASとJALが合併してやはり独占形態が生まれた、それによって気が緩み、事故とか故障とか多発したんじゃないかという指摘もあるわけですが、JALとJASの合併などについてはどうお考えですか。

○政府参考人(伊東章二君) JALとJASの合併、平成十年の十月ですか、統合があったわけですが、いざいまた必要があれば改定をしてみたいというふうな考えておるところでございます。

その相談の一応の結論としまして、まずは、従来、基本的には三社でございます。全日空と合わせまして大手三社ということでございますが、それが二社体制になるということで、それをどう評価するかということになるわけでございますけれども、大手航空会社が三社から二社に減少することにより、これまでも同調的であった大手航空会社の運賃設定構造が更に容易になるのではないかと。さらに、一方で、非常に重要な新規参入につきましては、御案内のとおり、羽田の発着枠の関係でなかなか難しいというのを総合的に勘案しまして、独禁法上問題があるんじゃないかという判断をしたわけでございますが、それに対しまして、新規参入促進のための措置としまして、発着枠を返上するとか、あるいは新規航空会社に対する空港施設面での援助といひますか、支援といひますか、それから整備についての協力等々のいわゆる改善措置という、問題解消措置というものが提出されて、そういうのも総合的に判断して、競争を事実的に制限するおそれがないというふうな最終的に判断をしたものでございます。

○藤末健三君 JALとJASの合併もそうですけれども、これから恐らく大きなMアンドAがどんどん起きてくると思ひます。その際、やはり配慮していただきたいのは、産業若しくは業種により、産業のやっぱ性質が違ふんですよ。そこを是非配慮をしてMアンドAの審査をきちんとやっていただきたいと思います。

私は、最後に質問を締めくくらせていただきますと、今回の独占禁止法の改正、やはり正直申し上げて、付け焼き刃でなされたところが大きいと思ひます。また、妥協したところも大きいと思ひます。ただ、二年後の見直しということをおっしゃっておりますので、先ほど申し上げましたように、長官始めとする方々には、国際化への対応をどうするかという話や、規制緩和への対応をどうするか、また司法改革の話もございまして、大きな今変化の中でございまして、その中で、二年間でこの独占禁止法の在り方をきちんと見直し

ていただきたいと思っておりますので、それをお願いをしまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○鈴木陽悦君 先週に続きまして質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、初めに、私の訴え、私訴について、私訴制度について伺ってまいります。先ほど藤末議員の質問の中で、竹島委員長の方から一部この私訴についてお話が出ましたけれども、改めて伺ってまいります。

不公正な取引方法によって被害を受けた事業者や消費者がその違反行為の差止めを裁判所に直接請求できるこの私訴制度なんですが、平成十二年五月の独禁法の改正で成立いたしました。翌平成十三年四月から施行されました。この差止め請求権の創設は、自立した市民社会を形成する第一歩として位置付けられます意義深い法改正と私は考えております。

その意義とは、第一に、独禁法のルールの実効性が高まったこと。独禁法の施行体制に裁判所と被害者を代理する弁護士が加わりました。第二には、独禁法のルールの透明化が高まったことです。

そこで、初めに官房長官に伺わせていただきます。

今年三月に閣議決定されました規制改革・民間開放推進三か年計画に、独禁法における民事責任制度及び差止め制度の見直しを課題として掲げておりますけれども、政府の競争政策におけます私訴制度の基本的考え方について伺いたいと思います。

○国務大臣(細田博之君) 独禁法の違反行為につきましては、民法上の損害賠償請求訴訟、従来の、これはたくさんあるわけですが、これに加えて、独占禁止法に基づく無過失損害賠償請求訴訟が認められてきたほか、平成十二年の法改正によりまして、鈴木議員御指摘のように、同

法違反行為による被害者が直接裁判所に差止め請求を行うことを認める差止め請求訴訟制度が平成十三年四月から導入、施行されておるわけでございます。

独禁法における民事責任制度及び差止め制度の見直しにつきましては、本年三月に閣議決定を行った規制改革・民間開放推進三か年計画におきまして、独禁法の差止め請求制度については、制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止め請求対象行為の範囲の見直し等、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手するとしたところでございます。

政府としては、こうした閣議決定を踏まえて今後とも取組を進めてまいりたいと思っておりますが、事例の集積をできるだけ待っていかねばならない面もございますので、今後そういう積極的な態度で取り組んでまいりたいと思っております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

次に、このたびの独禁法の改正の過程で、この私訴制度なんですが、この私訴制度についてどのように取り組まれたのか、公正取引委員会の方から、委員長、よろしいですか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) この改正作業において私訴制度についてはどのように取り組んだかということですが、今回の改正というのはいわゆる措置体系の見直しというものが正にメインテーマでございます。お答え申し上げますと、私訴制度についての検討は今回はやっております。その問題は、今官房長官がお触れになりましたように、今年の三月の閣議決定でそのことについて、今官房長官おっしゃいましたけれども、検討するということになっておりますので、これからの課題でございますが、私の印象は、日本においてこの種のものというのはなかなか、昔に比べると少し権利意識が高まってきて、こういうことを積極的に利用しようとする方が増えていると思っておりますが、それでもこの私訴制度というもののについては、やはりその費用、手間等がネック

になると思っておりますけれども、なかなか進まないという実態にあるのかなと。

だから、まずもって、せっかく導入されている平成十二年の改正についてもそんなに数があるわけじゃないかもしれませんし、損害賠償の事件もそんなに数があるわけじゃないかもしれませんので、こういったことをまずきちんと見極めて、正にニーズに合った見直しをするという姿勢でこれから取り組んでいかないといいなというふうに思います。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。時代のニーズ、的確におこたえいただきたいと思っております。ありがとうございます。

それから、先ほどのお話にもございました差止め請求制度について、平成十二年の独禁法の改正でこの制度を導入されておりますが、この差止め請求制度の概要と、それから差止め請求訴訟の状況について教えていただければ幸いです。

○政府参考人(伊東章二君) お答えいたします。

まず制度の概要ということでございますけれども、一つは、どういう独禁法違反行為が差止めの対象になるかということでございますが、これにつきましては不公正な取引方法というふうにされております。

次に、だれが訴えることができるかと、差止めを請求できるかということでございますが、これはその不公正な取引方法によって被害を受けた者が訴えを提起するということになってございます。

次に、どこの裁判所になるかということになるわけでございますけれども、原則は通常の裁判管轄というところで、被告人の所在地あるいは被害の発生地の各地方裁判所に訴えるということになります。が、特例として高裁所在地の地裁、例えば九州の案件であります福岡というような形、さらには東京地裁にも特例の管轄を認めておる、こういうことになってございます。

なお、制度の濫用防止という観点から、裁判所による担保の提供命令という制度もございまして、以上が制度の概要ということでございます。

次に、運用状況といえますか、訴訟の状況ということでございますが、先ほど御指摘ございましたように、平成十三年の四月から施行されておるということになるわけでございますが、その後、これは裁判所に訴訟が提起されますと公正取引委員会に通知が来るという制度になってございます。そういう通知ベースで見えてまいりますと、現在までに三十件の訴訟が提起されております。このうち既に終了した事例は十件ということでございまして、そういう意味では今二十件が、残り二十件が係属しておるということでございますが、既に終了しました十件の内訳を見ますと、請求棄却が四件、和解が一件、訴えの取下げが五件という状況でございます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。我が国の差止め請求制度なんですが、現在、不公正な取引方法に対象を限定されていると思うわけですが、対象範囲はより拡大してもいいんではないかと考えますが、この辺についてのお考え、またクラスアクションという団体訴訟を認めることについても検討されるべきと考えますけれども、この辺の御見解を伺います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 先ほどの規制改革・民間開放推進三か年計画は本年の三月に閣議決定されたものでございますが、その中で、実施状況、その差止め請求制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、その御指摘の点も含め検討を行うと、こういうことになっております。不公正な取引方法だけじゃなくて、カルテルや談合という独禁法三条関係の違反行為についても差止め対象にすべきじゃないかということは検討の対象になるわけでございますが、さて私自身の感じとしては、これは先走って申し上げることじゃないかもしませんが、やはり談合やカルテルを一人が裁判所に向かって差止め請求をするということは大変難しいことだろうし、それが悪意がなくとも濫用されるという危険性もあるのかなと。不公正な取引方法であればだれが被害を受けたかというのははっ

きりするわけでございますが、カルテルや談合の場合は一から十まで全部分かっているわけじゃないわけでございますので、そういう場合に差止め請求というものはなかなか難しい問題があるんじゃないかと私は思っておりますが、いづれにしても、これからまだ時間がございますので、御指摘の問題意識も含めて各方面から、各角度から検討はさせていただきたいというふうに思っております。

クラスアクションについても、これは公正取引委員会が検討すべき範囲かどうかというのは、私ちよつと自信がございませんが、もつと大きな話になりますので、これはもう日本の訴訟制度にかかわるような話ですから、むしろ法務省さんの方の問題かもしれませんけれども、いづれにしても、これは関連して出てくるテーマでございしますので、検討させていただくことだと思っております。

○鈴木陽悦君 竹島委員長からお答えいただきましてありがとうございます。是非検討を加えていただきたいと思います。

次に、損害賠償請求訴訟につきまして何点か伺つてまいります。ちよつと何点かをまとめて申し上げますので、よろしくお願いいたします。

近年、入札談合によりまして契約額がつけ上げられたとして、発注者の中央官庁や地方自治体が事業者に対して損害賠償や不当利得の返還を求める事例が増加してきていると聞いております。まず、こうした訴訟の近年の状況について伺いたいと思います。

また、平成十四年に従来の住民代位訴訟に関する地方自治法の改正が行われましたが、入札談合事件について損害賠償を請求する事例が増えている理由、背景についてはどのように考えていらっしゃるのか、伺います。

さらに、談合は秘密裏に行われます。このことから、損害額の算定も難しいと言われております。公正取引委員会として、こうした損害賠償請求をめぐる問題に対しまして、損害賠償請求訴訟

をより容易にできるような手助けは行えないのでしょうか。

以上、ちよつと何点かについて御質問しましたけれども、お願いいたします。

○政府参考人(伊東章二君) 御指摘のように、入札談合を行った事業者に対して発注者が損害賠償請求を行う動きが見られるところでございまして、昨年の十一月時点で入札談合による独禁法違反を理由として発注者が違反行為の關係事業者に対して損害賠償を求めて提訴した事件、これは私どもが把握している限りでございましてけれども、十五件というところでございまして。このうち六件が独禁法二十五条に基づく無過失損害賠償責任に基づくもの、九件が民法による損害賠償、その他、このほか、民法七百四条による不当利得返還請求も二件あるようでございます。

こういう損害賠償請求に対しまして公正取引委員会の支援ということでございますけれども、損害を被った地方自治体等が損害賠償請求をするというところは独禁法違反行為に対する抑止力の観点からも評価できるというふうな考えております。また、公正取引委員会では平成三年に独禁法違反行為に係る損害賠償請求に関する裁判所等への資料の提供について基準を定めておりまして、その後、この基準によりまして、当委員会が有する資料についてお求めがあった場合には提供する等の協力支援を行つてきておるところでございまして。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

その損害賠償を請求する事例、増えている理由、背景についてはちよつとお答えが余り詳しく分かってはいたんですが、その辺いかがでしようか。

○政府参考人(伊東章二君) 損害賠償請求そのものにつきましては、先ほどの差止め請求訴訟と異なりまして、当方に通知が義務付けられておるわけでもございせんので、その全体を必ずしも把握できるわけではございませんが、やはり入札談合といえますと、最後はやつぱり住民に対する損害

害というようなこともございます。そういう意味では、そういうのを確実に回復する必要があるという意識の強まりというのもあるのかなという感じがしております。

○鈴木陽悦君 では、続いて伺います。

入札談合によりまして契約額の上昇、それから公共調達での談合は、国民の利益を損ねる行為で、税金の無駄遣いであると思ひます。公正取引委員会は、課徴金を課して厳しく取り締まることはもちろんでございますけれども、一方で、談合被害を受けた地方自治体やその住民の損害が回復されるわけではございません。その意味では、直接被害を受けた地方自治体がその損害を回復する損害賠償請求訴訟をもつと積極的に活用できるような方策を政府としても考えるべきではないかと思ひます。官房長官の御見解を伺います。

○国務大臣(細田博之君) 入札談合によりまして被害を受けた、損害を受けた地方自治体等による賠償請求は、納税者たる住民が受けた損害を住民に代わつて回復させるという意味があるとしても、独禁法の観点からも違反行為に対する抑止力強化に資するものでありますので、望ましいものと考えております。

このため、公正取引委員会におきまして入札談合事件等について措置をとつた場合にはその概要について公表をいたしておるほか、損害賠償請求訴訟を行う地方自治体等から求めがあった場合には公正取引委員会が有する資料の提供を行うなど、損害賠償請求訴訟の積極的な活用を資するよう適切に対処しているものと承知しております。

今後とも、積極的にこのような協力を行つていくことによりまして、入札談合によつて被害を受けた地方自治体等が損害賠償請求訴訟を活用できるようにしていくことが必要であると考えております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。私訴制度、そして損害賠償請求訴訟について伺つてまいりました。

ここでちよつと別の質問に移らしていただきますが、ここに「時流超流」という雑誌の記事に、公正取引委員会から排除勧告を受けたドン・キホーテのケースがございまして、このドン・キホーテの件についてちよつと伺います。

この記事を要約いたしますと、これは納入業者に従業員派遣や売場の棚替え作業、協賛金などを強要していたとして排除勧告を受けたドン・キホーテが、裁判に当たる審判手続で争うことになったというものです。

ここで問題となりますのは、独占禁止法で禁じられております優越的地位の濫用なんですが、去年三月からの類似ケース六件はいずれも企業側が勧告を受け入れておりました。勧告不服で審判に持ち込まれますのは一九七九年の三越のケース以来というまれなものです。三越の場合も審判手続の途中で勧告内容を受け入れる形で決着してしまつたので、今回のドン・キホーテの場合はまた新たなケースと言えるんじゃないかと思ひます。

ドン・キホーテ側では、違法行為の基準が明確ではない、また納入業者が陳列に積極的にかかわる、ラックジョバーと言ふんだそうですが、積極的にかかわるラックジョバーという新しい流通形態なのに、独禁法の運用は昔のままなどという批判をしております。取引先千三百社のアンケートでも八百社が、千三百のうちの八百社が勧告に従うべきではないとの回答を寄せたそうでございます。

このケース自体の成り行きも大変注目されますけれども、今後、前例のない新しい形態のビジネスによるこうしたトラブル、ケースが出てくることとが予想されると思ひますが、ドン・キホーテの場合を含めまして今後のその前例がないケースなどに対して改正案ではどのように対応していくのか、又は二年後を見据えた形でも結構なんです、伺います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) お答え逆になります。その優越的地位の濫用とか不当販売に対して課徴金の対象にすべきかどうかという話は、

これは二年間かけて検討する際の大事な検討テーマになるということでございます。

一方、今ドン・キホーテという具体的なことについてお触れになりましたが、私どもはこのドン・キホーテがやられていることが新しいビジネスモデルだとは思っておりません。それは、先方さんはそういう認識なのかもしれませんが、要するに納入業者が自分の商品を自分に有利になるから、ただ働きで棚卸しなり棚替えをするというのであれば、それはよろしいと思いますけれども、そうじゃない、全く関係ない商品棚替え、それも関係ない場所で、自分が納入していない場合も含めて従業員を無償に貸し出すという行為でありますとか、それから協賛金というものは、これは決して何か新しいビジネスモデルで、従来私どもが摘発してきたこの数件の大規模小売業者が納入業者に対して優越的地位の濫用を働いているというケースと比べて全く新しいタイプであるというふうには私どもは思っていないわけでございますので、その辺は正に審判になってから争われることとございまして、余り深入りしてはきません、新しい新しいというそういうとらえ方というのは、私どもから言わせれば、それは違うということをお願いいたします。

○鈴木陽悦君 その取引先の千三百社中八百社が従うべきではないという回答、先ほど私申し上げましたが、この声については委員長はいかがですか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) これはよく下請法の場合にもあるんですが、要するに相手方が納得なり判こを付いていけばそれでいいんだらうというのでいいのであれば、これ物事簡単であるわけでございますが、本当に自発的にそうなのかどうかというところはまた別なところでございまして、そういうことは私どもはきちんと調べて、納入業者がそうであったのかどうかというものをさしていただくのが筋であると。

御自分がなさったアンケート調査というものは、私どもからすると、それは説得力のあるものではないというふうに思っております。

○鈴木陽悦君 私は、新しい形態のビジネスと申し上げました。委員長は違うと、いろんなケースがある。

ただ、私申し上げたいのは、これあくまでも私と委員長の認識の違いであると思っておりますけれども、ニュービジネスという言葉がちよっとうまくないかもしれませんが、商売形態、いろんな営業形態というのは今後変わってくると思っておりますので、そうした形態に対するお話をちよっと伺いたいなと思っております。

先ほど、これからいろんな角度からというお話もいただきました。その面については是非、これはあくまでもドン・キホーテのケースで申し上げましたけれども、ちよっと、とらえ方の、新しいビジネスのとらえ方、違うんですが、そうした新規のものに対してのお考えを聞かせてください。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 新しいビジネスの場合であっても、要するに無償でというようになことだと、要するに拘束条件とか差別だとか、そういったことが伴うようなビジネスモデルというのはいやばい独禁法上問題になるだろうと思っております。これはボランティアでやってもらえるわけじゃないんで、お互い商売をやっておられるのであれば当然、それが自分のためになるかならないかというのを当事者同士考えているはずでございます。全くコストに見合わないようなサービスを提供させられるということであれば、これは、それが新しいとか古いとかいうもう次元の話ではなくて、その実態、取引の実態に着眼して独禁法違反かどうかという判断をしなきゃいけないと思っております。

○鈴木陽悦君 厳格に取り組んでいくという姿勢はよく分かりました。はい、ありがとうございます。話を交えます。

前回、私は、独占禁止法違反の刑事罰の意義、役割について質問をいたしました。また、今回の改正で新しく導入される犯則調査権限については各委員から質問がございまして、積極的な刑事告発が行われるんだらうと受け止めております。しかし、忘れてならないのは人権の保障でありまして、刑事事件の被告人の権利保護という点だと思っております。

現行の独禁法では、独占禁止法違反として刑事告発された場合、第一審が東京高等裁判所、第二審が最高裁判所と、二審制といった極めて異例な制度となっております。被告人の権利保護という面からすればどうなのかという気もいたしますが、この刑事事件が東京高裁から始まるという点を改正法案では改めることにしておりますが、まさにその趣旨について伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(伊東章二君) お答えいたします。御指摘のとおり、現行法におきましては、不当な取引制限の罪等に係る第一審の裁判所は東京高等裁判所ということでございます。こうなっておりますが、従来の判例等によりまして、これらの独禁法違反の罪が我が国経済の基本に関する極めて重要なものであって、これに対する判例が区々に分かれて、その法的決着が遅延することは好ましくないと、こういうふうになされておるところでございます。

立法当時におきましては、このような特別の手續を定める意義、必要性があったものというふうにお考えられるわけでございますけれども、現在におきましてはその意義、必要性が減少しておるといふふうにお考えられますし、また、刑事事件で審級が省略されております罪は内乱罪という非常に限定されたものでございます。被告人から審級の利益を奪うことについては種々御指摘もあつたところでございます。

今回、独禁法に犯則調査権限の規定を導入し、公正取引委員会が悪質・重大な事案について従来にも増して積極的に刑事告発を行っていくこととして、被告の審級の利益を尊重し、刑事事件に係る東京高裁専属管轄及び審級省略制度を廃止して、通常の刑事事件と同様に第一審の裁判権を地裁とすることが適当と判断したものでございます。

○鈴木陽悦君 では、ちよっとこれ、重ねて伺いますが、改正法案では、一般的な地裁からの審理のほかに、高裁所在地の地裁、また東京地裁にもその事件の管轄、認められておりますですね。その辺の趣旨というのはいかがでしょうか。

○政府参考人(伊東章二君) 御指摘の点につきましては、例えば全国規模の事件等、事案によっては特定の地裁で集中的に審理することが、判断の統一性それから迅速処理の観点から適当な場合もあると考えられますことから、各高裁所在地の地裁及び東京地裁にも管轄を付与することが適当であると判断したものでございます。

○鈴木陽悦君 では、最後の質問をさせていただきます。

価格の同調的引上げに関する報告徴収の規定について伺いたいと思います。

価格の同調的引上げに関する報告徴収規定第十八条の二については、今回の法案で廃止されることになっております。企業が同調的に価格を引き上げた場合、その理由について公正取引委員会が報告を徴収して国会に報告するという仕組みなんですが、これは企業側の安易な同調行動を抑制して、カルテル防止策として意義があつたと考えますが、なぜ今回廃止をしようとしているのか、その趣旨、背景。また、制度が廃止されたことによりまして価格の同調的引上げが放置されるようになるのであれば問題ではないかと思うんですが、公正取引委員会ではどのような対応を取るのか、お聞かせください。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 御指摘の規定は、昭和五十二年の法改正で入ったものなんです。が、そのときは四十八年のオイルショック、狂乱物価、そういう時代でございまして、大企業、特に寡占のマーケットにおける大企業がいわゆる管理価格というように値上げをしたというふうなことがございまして、これをやはり牽制しな

きやいけないという趣旨で入った規定なんで見ますが、その後、二十数年たつてこの状況を見てもみすと、コストはお互い掛かる、公正取引委員会にとつても大事なマンパワーをそれに割かなきゃいけない、企業も当然それに対応して、その対応のためのコストが相当掛かる、しかるに、それに見合った効果があるかどうかということを見ますと、ややもすれば、これでお墨付きを与えているということさえ言えるのではないのかと。それで、どういう理由でやりましたかと言つたら、それぞれの経営判断で値上げしたと言つてくるわけでございまして、そういったものを毎回、こう報告を取つて、本当に率制になつていのかということについて、私はむしろ否定的でございまして、ややもすれば、それでもつても公正取引委員会に報告済みだというようなことになりかねない。

したがって、時代も変わりましたし、これだけ厳しい競争ということではデフレ云々も言われるような時代を迎えて、二十数年前の状況とは様変わりしている、この制度のコストとベネフィットを考えた場合にペイしないという判断から、この際、これを廃止させていただきたいということでございます。

しからば、そういったことについてはもうこれからは何もしないのかということでございますが、それはそうじゃございまして、疑わしきは罰せずですけども、本当に違反行為をやっているものはきちつと厳正な処理をしなきゃいかぬわけでございます、そのために今回、犯則調査権限なり課徴金減免制度というものを認めただこうとお願ひ申し上げているわけでございまして、その裏に、同調的行動の裏に正にカルテル行為があるということがあれば、それをきちつと摘発するというのが何よりも大事であるというふうに思つておりますので、浮いてくるマンパワーもそちらの方に使つていきたいというふうに考えております。

○鈴木陽悦君　ありがとうございます。

長時間掛けて審議を重ねてまいりました独禁法改正案ですが、昨日の三人の参考人の皆さんの意見陳述でも示されましたように、見解の違いや検討課題は多々あると思いますが、早期に取り組まなければならぬと思ひます。法案に附則としてうたわれております二年以内の抜本的見直し、これを確実なものにするために、今後あらゆる角度からの議論を望むものでございまして、強さの中にも優しさが存在するという柔軟さ、是非希望いたしまして、そしてまた、関係機関の皆さんの今後の御尽力をお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(佐藤昭郎君)　他に御発言もないようです。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○藤末健三君　私は、民主党・新緑風会を代表しまして、ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について反対の立場から討論を行います。

私たちは、規制改革の道筋を確立することとあわせて、独占禁止法を抜本改正し、より公正な経済活動環境を整備することを提言してきました。しかるに、政府・与党は、自民党の二〇〇四年中に国会に独占禁止法改正案を提出するとの公約を形式的に守るために、司法改革の状況、規制改革の進展、経済の国際化などにほとんど対応ができていない改正案を作りました。

また、この改正案は、公正取引委員会の内部に設置した閉鎖的研究会の報告に基づくものであり、経済団体などから反対を受け、それこそ場当たり的な妥協に妥協を重ね、法制度全体の整合性や論理の一貫性を欠く内容修正を繰り返してきておりますが、とても抜本改正とは言えない状況で

す。

そして、理念も哲学もなく、制度のゆがみを更に拡大した独占禁止法改正案を提出するに至りました。

こうした政府案には、以下に挙げる点で大きな矛盾と欠陥が含まれています。

第一は、課徴金制度についてであります。すなわち、二重処罰的な位置付けを解決せず、理論性も低い課徴金制度が温存され、また、罰金と課徴金が併科された場合の根拠ない調整措置が規定されている点であります。

第二に、違反事実を報告した事業者に対する課徴金軽減措置において、事業者のコンプライアンスへの対応がなされていない点です。

第三に、勧告制度を廃止し、事前通知をなくす政府案はデュープロセスを軽視するもので、民主的な法律手続としては大きな問題があります。

そして第四に、政府案には、官製談合防止法の改革の道筋が欠落しています。発注官庁職員の入札談合関与行為の申告者に対する減免措置も盛り込まれておりません。

以上四点について、政府案には断じて賛成することはできず、反対いたします。

我が民主党・新緑風会は、唆し罪の創設などを視野に入れ、官製談合法の強化に取り組むことに加え、不当廉売、優越的地位の濫用等不正な取引方法に対する課徴金の適用など、引き続き積極的に独占禁止法の抜本改正に取り組み、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策を樹立することを決意申し上げます、私の反対討論を終わります。

○委員長(佐藤昭郎君)　他に御意見もないようです。討論は結局したものと認めます。

これより採決に入ります。

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(佐藤昭郎君)　多数と認めます。よつて、

本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、藤原正司君から発言を求められておりますので、これを許します。藤原正司君。

○藤原正司君　私は、ただいま可決されました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各派並びに各派に属しない議員鈴木陽悦君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

公正かつ自由な経済社会の実現には競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 課徴金制度の見直し、審判手続の見直し等本改正の円滑な実施を図るため、事業者及び国民に新制度の趣旨及び内容が十分理解されるよう周知徹底に努めること。

また、独占禁止法の適切な運用を図る見地から、公益通報者保護制度の活用が重要であることから、その実施に当たっては周知徹底を図ること。

二 課徴金減免制度の実施に当たっては、制度の悪用防止に万全を期すとともに、違反行為の申告の順序の決定方法等について、明確かつ公正な基準及び手続等を策定し、早期に公表すること。

三 犯則調査権限の導入に当たっては、適正手続の保障の観点から、行政調査部門と犯則調査部門との徹底した分離を図るとともに、その対象行為を明確化し、悪質・重大な違反行為に対する刑事告発の積極化に向けて、その権限の適正な行使を図ること。

四 勧告制度の廃止に当たっては、事前の手続を明確化し事業者に十分な反論の機会を与え

るとともに、審判手続においては、審判官の中立性や公正性を十分に確保すること。

また、法律上明確な規定のない警告に関しでは、その運用に慎重を期すこと。

五 排除措置命令を出せる期間の一年から三年への延長については、事件解明に時間を要する国際カルテル等を除く事案については、従前どおり一年以内に措置命令を発するかどうかを判断し、その結果を当事者に通知するよう努めること。

六 本法施行後二年以内に行われる見直し検討に当たっては、委員の選任やパブリックコメントの実施等により広く国民各層の意見が反映されるよう配慮するとともに、議事録の公開を行う等その透明性を確保すること。また、課徴金制度の在り方、発注者の違約金制度の在り方、審判部門の分離・独立の在り方等について、明確な対応を示すこと。

七 中小企業等に不当に不利益を与える不当販売、優越的地位の濫用等の不正な取引方法に対しては、厳正かつ迅速な対処を行うとともに、課徴金の対象とすることも含め、その禁止規定の実効性を確保する方策について早急に検討を行うこと。また、不正な取引方法の差止請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずることができ方策について早急に検討を行うこと。

八 企業活動の国際化の進展を踏まえ、海外の競争当局との協力関係の強化等により、国際カルテル等への対応を積極的に進めること。また、国内における企業結合規制について、国際的な競争状況を勘案しつつ検討すること。

九 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律については、公正取引委員会は、発注官庁等との連携を強化し、積極的な対応を進めること。また、発注官庁等においては、職員の不正行為に対して厳格な制裁を科する等具体的な対策を講ずること。

十 国及び地方公共団体等の行う公共工事の入札・契約については、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、発注者による競争参加者の技術的能力の審査、技術提案の要求等が入札参加資格要件の規制強化となり、入札参加意欲のある業者の排除につながる可能性があるよう公共調達者の透明性、競争の公正性の確保に一層努めること。

十一 公正取引委員会事務局の組織・体制については、法曹資格者及び経済学等の専門知識を有する者の増員を進めるとともに、海外の競争当局との交流を図ること等によりその人的基盤の一層の強化を図ること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(佐藤昭郎君) ただいま藤原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(佐藤昭郎君) 全会一致と認めます。

よって、藤原君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、細田内閣官房長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。細田内閣官房長官。

○国務大臣(細田博之君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(佐藤昭郎君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤昭郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十九分散会